

平成29年第1回定例会

一宮町議会会議録

平成29年3月6日 開会

平成29年3月13日 閉会

一宮町議会

平成29年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	15
鵜野澤 一 夫 君	16
藤 乘 一 由 君	20
鵜 沢 清 永 君	31
袴 田 忍 君	33
志 田 延 子 君	39
渡 邊 美 枝 子 君	42
藤 井 幸 恵 君	49
小 林 正 満 君	57
畑 場 博 敏 君	60
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第 21 号～議案第 25 号の上程、説明、委員会付託	106
休会の件	111
散会の宣告	112

第 2 号 (3月13日)

出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	113
職務のため出席した事務局職員	113
議事日程	113
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
議案第 21 号～議案第 25 号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	135

発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	137
閉会の宣告……………	138
署名議員……………	139

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 6 日 （ 月 ）

平成29年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成29年3月6日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
まちづくり 推進課長	小柳一郎	税務住民課長	秦和範
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	塩田健
保育所長	岡澤利江	教育課長	渡邊幸男
農業委員会 事務局長	小関秀一		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問
日程第六	議案第1号 一宮町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数

を定める条例の制定について

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第七 | 議案第 2 号 | 豊栄基金条例の制定について |
| 日程第八 | 議案第 3 号 | 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第九 | 議案第 4 号 | 一宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十 | 議案第 5 号 | 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十一 | 議案第 6 号 | 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十二 | 議案第 7 号 | 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十三 | 議案第 8 号 | 一宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十四 | 議案第 9 号 | 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十五 | 議案第 10 号 | 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十六 | 議案第 11 号 | 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十七 | 議案第 12 号 | 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十八 | 議案第 13 号 | 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第十九 | 議案第 14 号 | 一宮町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第二十 | 議案第 15 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第二十一 | 議案第 16 号 | 平成 28 年度一宮町一般会計補正予算（第 6 次）議定について |
| 日程第二十二 | 議案第 17 号 | 平成 28 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について |
| 日程第二十三 | 議案第 18 号 | 平成 28 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議定について |
| 日程第二十四 | 議案第 19 号 | 平成 28 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）議定について |

- 日程第二十五 議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第二十六 議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十七 議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第二十八 議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第二十九 議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第三十 議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第三十一 休会の件

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

3月に入りまして、ようやく暖かくなるかと思いきや、まだ寒い日が続いております。お体には十二分にお気をつけになって、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日は早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから平成29年第1回一宮町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営につきまして発言の申し出がありました。これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針を初めとして条例の制定や条例の一部改正と廃止合わせて14件、町道路線の変更1件、各会計の補正予算5件のほか、新年度の予算議定5件であります。また、一般質問は9名の議員から提出されております。なお、新年度予算は各常任委員会へ付託して、審査をしてみたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日3月6日から13日までの8日間としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷しお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

6番、小安博之君、7番、藤乗一由君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から13日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（吉野繁徳君） 次に、日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年第1回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、常日ごろから、議員の皆様、そして一宮町の町民の皆様には、町政執行に当たり温かいご支援とご協力をいただき、平成28年度に計画いたしました各種事業も順調に進展しておりますことを心より御礼申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

本年最初の定例会でございます。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、まず総務課関連の業務からご報告を申し上げます。

初めに、国内の経済状態でございますが、内閣府がまとめた1月の月例経済報告によりますと、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、その先行きにつきましては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としております。しかしながら、一方では「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とも指摘しており、今後の景気の動向には十分注視していく必要がございます。

こうした中、私が行政のかじ取り役となり初めて編成いたしました平成29年度の予算案でございますが、一般会計の総額は46億3,000万円で、平成28年度に比べ9.5%、4億円の増加となっております。

幾つか特徴を申し上げますと、オリンピックの開催に向け、会場整備などハード的な面につきましては、これから費用負担等の協議がなされることから、新年度予算への計上はございません。しかし、この先、海外から多くの来町者が見込まれますことから、誰でも積極的にお迎えができ活発な交流が図れるよう、英会話教室を新たに開催するなど、ソフト事業を幾つか盛り込んだところでございます。その他、供用を開始し20年以上が経過しましたJ A グリーンウェーブ長生の選果機入れかえ事業や防災行政無線のデジタル化に向けた事業、G S Sセンター床全面改修事業など、大型事業の重なりもございまして過去2番目の予算規模となっております。

また、特別会計につきましては、4会計総額で31億5,750万9,000円、前年度に比べますと8,478万2,000円の増加となっております。主な増加要因は、国民健康保険事業と後期高齢者医療での医療費の増加でございます。

今後も社会保障費が肥大化するなど、非常に厳しい財政運営が予想されるところでありますが、義務的経費の動向に細心の注意を払いつつ、事業の選択と集中を心がけ、健全な財政

運営に努めてまいり所存でございます。

なお、予算の執行に当たりましては、冒頭に申し上げましたオリンピックサーフィン大会関連の事務が多く予想されること、また、町長就任以前から感じておりました町の発信力の相対的な弱さを克服する必要があることなどを踏まえた上で機構改革をさせていただき、住民サービスのより一層の向上に努めてまいり所存でございます。

続きまして防災関係でございますが、現在、自主防災組織が35地区のうち7地区で結成されまして、それぞれが独自の訓練を実施するなど動きが活発化してきております。今月も宮原の自主防災会が起震車を借り受けて避難訓練を実施すると聞いており、また、新たに2地区が組織結成に向け動いているという話も聞いておりますので、今後も組織設立に向け協力していくと同時に、町も国・県の補助金を有効活用して防災力の向上に努めてまいります。

続きまして、まちづくり推進課所管の業務についてでございます。

まず、オリンピック関係でございますけれども、2020年東京オリンピックにつきましては、昨年12月8日に国際オリンピック委員会におきまして、サーフィン競技会場が一宮町釣ヶ崎海岸に決定いたしました。この決定を受けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や千葉県庁などの関係者と一宮町の協議が開始されたところであります。

しかし、現在、国、大会組織委員会、東京都による3者協議において、開催費用の分担方法に関する協議が進められている状況であり、費用分担の件が解決しない限り、釣ヶ崎海岸の具体的な整備についても決まっていけない状況になっております。

このような状況の中におきましても、開催会場において協議できる部分については進めていくために、大会組織委員会や千葉県庁などの関係者との話し合いを進めております。輸送や交通、宿泊などについても、大会組織委員会へ早く協議を開始してほしいと要求をいたしておりますが、まだ正式に始まっておりません。東京オリンピックに関しましては、今後の進展について、皆様に引き続きご報告を差し上げさせていただきます。

一方で、地元の皆様との協力体制でございますが、新年度に、オリンピックの成功と開催効果を最大限にすることを目的に、町内の関係団体の皆様にご協力をいただき、東京オリンピック一宮町連絡協議会を立ち上げます。また、広域連携として、長生郡市の各市町村といすみ市、あわせて8市町村の関係団体の皆様にご協力をいただき、東京オリンピックサーフィン競技・長生郡市いすみ市連絡協議会を立ち上げる予定であります。世界最大のスポーツの祭典、東京オリンピックの開催まであと3年半の間、地域の皆様方のたくさんのご協力を得て大会を成功させ、一宮町の発展につなげていきたいと考えておりますので、ご支援を賜

りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、政府の重要施策として、平成27年度から始まり3年目を迎える地方創生につきまして、本町が新年度に取り組む主要な施策についてご説明をいたします。

まず、駅周辺の商業エリアのリノベーションにつきましては、今年度から取り組みを開始しております。町臨時職員に採用したタウンマネジャーが商店街エリアの各店舗を1件1件回りまして、聞き取り調査・空き家調査を行いました。それらのデータをもとに、一宮町商工会の国道を挟んだ向かい側の空き店舗と空き家を2名の所有者様から、町も出資して設立いたしましたまちづくり会社、株式会社一宮リアライズが借り受けまして、オフィスやカフェなどの空間に改修し、新たな商店街のにぎわいを創出してまいる予定でございます。この施設は6月にオープンを予定いたしております。

これに引き続き、新年度では、民営化により空き施設となります一宮保育所の建物を、リノベーション物件の2例目として整備を進めてまいる予定であります。この保育所改修では、商業的な施設だけでなく、地元の皆様の集会所や町民の皆様が使用できる多目的なスペースも設けてまいります。

加えまして、新年度には、JR上総一ノ宮駅前に観光案内所と物産直売所の建物を新しく建設いたします。観光案内所では、観光客の皆様が町内を移動する際に便利になるよう、電動自転車をふやしましてレンタル事業の充実を図ってまいります。

これら新年度に行う保育所改修や駅前観光施設には、事業費の50%が国から交付されます。残りの50%については地元自治体の負担となりますが、テナント賃料やレンタサイクル事業などで独自に収益を生み出し、町の費用負担を軽減していく方針です。

今回、約10年ぶりに美しい姿に改修された玉前神社社殿の完成に合わせて、駅周辺エリアに地方創生によって3件の施設を創出することにより、新しい人の流れをつくり、地域における稼ぐ力を強化し、安心して働ける雇用の場も確保してまいります。

続きまして、同じく地方創生の取り組みとしてモデリングハウス、お試し住宅の整備を推進してまいります。現在、敷地の大部分が県有保安林に指定されている町有地を、モデリングハウスの事業推進に合わせて保安林解除してまいります。

まず初めに、今年度は国100%交付金を活用して測量調査を実施しました。新年度では、およそ4,000平方メートルの土地について造成設計に着手する予定です。造成工事はさらに翌年の平成30年度を目標にしており、町が造成までを行った後は、まちづくり会社、株式会社一宮リアライズに土地を有料で貸し付け、その後は民間資金によって賃貸住宅の整備を進

めていく計画です。この事業に当たっては、今後、詳細な計画ができた段階で、皆様にご説明させていただきながら進めてまいり所存であります。

また、小学校におけるロボットプログラミング教室におきましては、昨年の地方創生で国100%交付金を活用し、大型電子黒板4台、タブレット型パソコン152台、教育型ロボット40台の導入と合わせて、一宮小学校、東浪見小学校のネットワーク配線工事など校舎内のIT環境を整備いたしました。このたび、国の方針として、2020年度までに小中学校におけるプログラミング教育が文部科学省の学習指導要領に加わることが決まり、一宮町の公立小学校は全国の小中学校に先駆けてプログラミング教育に取り組む先進校になっていることから、教育関係者から大変注目を集めております。ご多忙の中、このプログラミング教室にご賛同いただきました小学校の校長先生を初め教員の皆様、教育委員会の皆様に感謝を申し上げます。このプログラミング教室は新年度も続けていく予定であります。かかる費用の50%が国から交付される予定です。

なお、ことしからは一宮商業高校の生徒の皆さんも参加していただくことになり、毎回約20名の高校生が小学校のプログラミング教室に支援員として授業に参加していただいております。今後も皆様のご協力のもと着実に進め、町の将来を担う子供たちへの人材育成に力を注いでまいりたく存じます。

続きまして、商工関係について申し上げます。

地域経済の活性化と町内商店街の消費拡大を図るため、商工会が実施されますプレミアム商品券発行事業を支援継続し、商工業の振興を図ってまいります。

また、消費者行政に関してですが、消費者である町民の皆様が安全で安心できる地域社会を確保するため、継続的に消費者行政活性化の推進に努めるとともに、現在ある消費生活相談窓口のさらなる強化や、悪質商法などから高齢者などの皆様をお守りする啓発活動を今後も実施してまいり所存であります。

続きまして、観光関係でございますが、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会を8月5日の第1土曜日に、灯籠流しについては8月16日に実施し、16日は水曜日でございますが、効果的な集客を図る予定であります。

また、一宮海水浴場は7月15日から8月21日までの38日間開設いたします。そして、海開きでは、毎年好評でありますはまぐり祭りをあわせて開催し、町の特色や魅力を内外に発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

夏期観光の期間中は、警察を初め関係機関と連携を図り、事故防止に万全を期してまいり

たいと考えております。

また、海岸有料駐車場につきましては、昨年に引き続き駐車場を舗装整備し、利用者のさらなる利便性を高め、利用促進を図ります。

続きまして、税務住民課の所管の事業に移らせていただきます。

まず、国民健康保険事業でございますが、社会の高齢化により医療費は年々増加の傾向にあります。また、国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く、所得水準が低いという構造的な問題を抱えておまして、厳しい財政状況となっております。

平成28年度については、保険税の税額を据え置きし、前年度繰越金により国民健康保険を維持してまいりました。また、低所得者に対する軽減判定基準を引き上げる見直しを行うなど保険税の負担軽減にも努めております。このような状況の中、新年度の保険給付費については、年々伸びる医療費から前年度同様、増額計上することといたしました。また、医療費の増加を抑制するため、特定健康診査及び特定保健指導、ジェネリック医薬品の推進に努め、糖尿病の重症化予防事業にも力を入れてまいります。

続きまして、福祉健康課の所管の事業についてでございます。

福祉関係事業でございますが、昨年度に引き続き、低所得者を対象として1人当たり1万5,000円の臨時福祉給付金（経済対策分）を支給いたします。対象者は、昨年度の臨時福祉給付金3,000円の支給対象者となっており、5月から受け付けを開始する予定でございます。

次に、福祉タクシーの運賃助成についてですが、今までは、利用後に保健センター窓口での申請が必要な償還払い方式でありましたが、事業者の皆様の協力も得られたことから、利用する方の利便性を考慮し、事前にチケットをお配りするチケット制へと変更をいたします。こちらにつきましては、4月からの実施に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、保育所関係についてでございます。

公立保育所の名称を募集しましたところ、36点の応募があり、中学生による投票の結果、ひらがなの「いちのみや保育所」が1位となりました。本議会に名称変更を含めた一宮町保育所条例の一部を改正する条例を上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。公立保育所では、4月から引き続き子育て支援の拠点としてさまざまな施策を展開してまいります。

次に、保育所入所についてですが、保護者の就労等の保育を必要とする状況によって調整した結果、平成29年度施設ごとの入所児童数は、原保育所が106人、愛光保育園が85人、東浪見こども園が75人、一宮どろんこ保育園が143人の合わせて409人で入所決定をいたしました。

た。

次に、保育所整備の進捗状況でございます。一宮どろんこ保育園の園舎建築工事につきまして、12月21日に町、発注者、請負業者立ち会いのもと、おおむね工程表どおり進んでいることを確認いたしました。現在も順調に進められており、間もなく竣工を迎えます。3月24日には園舎の見学会が開かれ、どなたも施設を見学することができます。見学会の後には開所式が関係者で行われる予定であり、4月の開園へ向けて順調に進んでおります。

一宮どろんこ保育園の開園により、町の保育体制は、公立保育所1カ所、私立保育所1カ所、私立認定こども園2カ所となります。どの保育施設も、保育事業のみならず、在宅で子育てをする家庭にも開かれた施設としてさまざまな支援を行ってまいります。

次に、健康関係事業でございますが、昨年度末に策定しました健康増進計画・食育推進計画の基本目標である健康寿命の延伸、生活習慣病予防と重症化予防の徹底の実現に向けた対策の一つとして、30歳代の健康診査を実施いたします。現在、町では40歳以上の国保加入者について健診を実施しておりますが、年齢を30歳まで引き下げ、加入健康保険に関係なく、職場等で受診する機会のない方を対象に健康診査を実施いたします。これは、若い世代の方に健康管理への関心を高めてもらい、生活習慣の見直しのきっかけをつくっていただくこと、また、病気の早期発見、早期治療により重症化を予防し、将来的な医療費の削減につながることを目的としています。

また、この4月から特定不妊治療費の助成を行います。これは、子供を産み育てたいという希望を持ちながら子供が授からないご夫婦に対し、保険適用がない高額な特定不妊治療費に要する費用の一部を助成することにより、ご夫婦の経済的負担を軽減し、もって少子化対策に資することを目的としています。国・県でもこの助成制度はありますが、町独自でさらに上乗せして助成するものです。

続きまして、介護保険事業関係ですが、第6期事業計画に沿って進めている特別養護老人ホーム整備について、施工業者も決定し、先月より工事着工し、平成30年2月施設開設に向け整備を進めてまいります。

また、平成29年度は、平成30年度から平成32年度までの第7期事業計画の策定年度でございます。3カ年の介護保険料や高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、在宅医療・介護連携の体制整備や認知症対策の推進を図る事業計画を策定いたします。

次に、地域支援事業ですが、総合事業に移行し、要支援者の訪問介護事業と通所介護事業について、人員等を緩和した基準によるサービスを4月から実施し、多様な生活支援ニーズ

に柔軟に対応できるようになります。また、介護予防推進員や地区社会福祉協議会での出張予防教室も定期的な開催地区もふえております。今後も推進員とともに活発な介護予防活動を普及していきたいと考えております。今議会に介護保険法改正に伴う条例改正を上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。今後とも積極的に介護予防事業に取り組むとともに、適正な介護給付に努めてまいり所存でございます。

続きまして、事業課所管の事業についてご報告を申し上げます。

まず農業関係でございます。米の関係でございますが、29年産主食用米の作付面積につきましては、国からの配分数量から面積を換算し、昨年より約3.4ヘクタール少ない239.9ヘクタールの作付面積を農家へ配分することとなります。

また、TPPに関しましては、ことしの1月23日にアメリカのトランプ大統領がTPPから離脱するための大統領令に署名し、今後は自由貿易協定を独自に行っていく様相を呈しており、ますます農業関係は窮地に追い込まれる可能性が高まってまいりました。さらに動向を慎重に見きわめなければならないと考えております。

そのような中、国は米の関係において、平成29年度をもって主食用米の生産数量目標の配分をとりやめることとしており、また、経営所得安定対策では、主食用米の生産調整に対する給付も終了させることとしており、農家にとっては大きな転換期を迎えます。なお、飼料用米などに対する補助は継続いたしますので、町としてもこれらの取り組みをさらに推進してまいります。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、県補助事業の新「輝け！ちばの園芸」は、新年度におきまして3件、事業費としては1,310万円の整備を予定しております。町は、補助金として県補助金を含め363万5,000円を新年度予算に計上いたしました。

また、JAグリーンウェーブ長生の選果施設についてですが、老朽化した選果施設を国の補助事業を活用して改修する予定であります。事業費は予算としては7億5,000万円で、選果ライン上の品質選別センサーや異物混入検知システム等の導入により選果施設の機能向上を図ることで、農産物の規格や品質を高い精度で選別し、市場での信頼性を高め、販売価格の向上、競争力の強化を目指すものです。この事業の財源については、国庫補助金のほか、長生地域の農業振興に大きな影響を与えるものであることから、一宮町並びに茂原市、長生村、白子町、さらにいすみ市など関係する自治体からの補助金を充てるものとして予算計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ため池関係であります。ため池関係では、堤体から漏水が生じている軍茶利

山ふもとにある亀池につきましてですが、今年度土質調査を行い、部分的ではありますが、深さ約70センチの空洞が発見されました。新年度において県営事業として改修工事を行う予定であります。総事業費は1,500万円で、県が50%、町が30%、受益者として東部土地改良区が20%負担することとなります。

さらに、東浪見駅の西にあります雨竜湖ですが、昨年7月に千葉県が防災重点ため池に選定いたしました。これは、堤高が15メートル以上で、下流に人家や公共施設が存在し、施設が決壊した場合に甚大な影響を与えるおそれのあるため池ということからであります。この選定を受けました雨竜湖につきましては、今後、千葉県により防災・減災対策に必要な諸条件の調査を行う予定であります。町は、この調査結果をもとに、ため池ハザードマップの作成につなげたいと考えております。

次に、土木事業でございますけれども、町道整備につきましては、前年度当初予算並みの予算を計上し、新年度も、各地区からの要望等をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能改善と維持・向上及び安全性の確保に努めてまいります。

また、平成24年度から事業を開始している国庫補助事業である天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良工事については、平成28年度末までにおよそ347メートルの整備が完了する予定であります。新年度も引き続き改良を進めてまいる予定であります。こちらも国庫補助事業のものでございますが、道路インフラの維持補修等の関係で、新たにのり面、土木構造物修繕計画策定業務委託、橋梁点検業務委託といった費用を計上しております。老朽化が進む道路施設の長寿命化、安全対策を進めてまいるための施策でございます。

排水機場維持管理につきましてですが、竜宮、新地、海岸、下村各機場の異常通報設備の改修を行い、非常時に迅速な対応がとれる体制を堅持してまいります。

次に、交通安全対策関係でございます。交通事故防止のため、昨年と同様に小中学校、そして教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の整備充実を図ってまいります。

環境関係でございますけれども、住宅用太陽光発電システムの補助金交付事業は、平成24年度から5年間行ってまいりました。大変申し込みが多かったことから来年度も継続する予定であります。

次に、公共用水域の保全の観点から実施している、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを合併処理浄化槽のトイレに変更する方に補助金を交付する事業、これも継続して実施してまいります。

また、廃棄物の不法投棄対策でありますけれども、県と合同パトロールを実施するとともに、不法投棄監視員及び関係機関と連携を図り、今後も不法投棄の防止に努めてまいり所存であります。

また、官公庁と民間が一体となって行うボランティアによる一宮海岸及び一宮川の清掃、そしてまた一宮川堤防の草刈りは、河川の津波対策の堤防工事が行われておるわけでありませけれども、来年度も例年どおり実施する予定であります。

続きまして、放射能汚染問題でございます。町民の皆様が安心してお暮らしいただけるための空間放射線量の測定、農産物の放射性物質の検査、給食用食材の放射性物質の検査等を今後も継続して実施いたしてまいります。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目で、国の定める基準を下回っているか、もしくは不検出であり、健康に影響がないと判断をいたしております。さらに、大気汚染物質の微小粒子物質PM2.5ですが、高濃度になると予想された場合には、健康被害を受けないようにするために、防災行政無線と各学校へファクスで注意喚起のお知らせを行う予定であります。

続きまして、有害鳥獣対策でございます。来年度からは補助事業を利用し、イノシシ等の捕獲に対して、従事者へ報奨金を差上げる制度の準備や、箱わなの設置、有害鳥獣の隠れ場所になっている耕作放棄地、あるいは餌場となっている農作物の収穫残渣等の改善指導を行っていく予定であります。

建築関係ですが、住宅リフォームの補助金交付事業は、平成23年度から6年間行ってまいりましたが、申し込みが多く、町内経済の活性化と町民の居住環境の向上を目指し、来年度も継続する予定であります。

続きまして都市整備ですが、都市下水路事業では、中央ポンプ場のナンバー1からナンバー4の粗目スクリーンの補修を実施いたしました。来年度は、ナンバー5からナンバー8の粗目スクリーンの状況を調査し、保守点検を合わせて排水機能の維持を図ります。

都市計画でありますけれども、来年度は、道路整備にかかわるプロジェクトチームの作業を充実させまして、都市計画道路の見直しを含めた新たな町の道路整備の方針を検討する予定であります。

続きまして、教育課の所管の事業についてご報告を申し上げます。

まず、学校教育につきましては、学校施設の環境整備として町立小中学校のエアコン設置を計上しております。このほか、学力向上への取り組みとして、まず児童生徒の自主的な休日の有効利用の促進を図るとともに、基礎学力向上のための一助として、地域人材等を活用

したサタデースクールについて、現行の小学3年生及び4年生の算数に加え、新たに中学1年生の数学も対象とする事業の拡充を計上しております。

また、中学校での特色ある試みとして、実用英語技能検定、英検の受検機会の拡大と生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受検する生徒に対し、検定料の補助金交付を計上しております。

社会教育関係につきましては、関係団体と一層の連携を図り、社会教育の振興に努めてまいります。

施設につきましては、昭和61年の完成以来30年以上が経過し、老朽化等によりアリーナや器具庫の床の傷やゆがみが進んでおりますので、適切な維持管理としてGSSセンターの床改修工事を実施してまいります。

文化財関係につきましては、歴史と文化あるまちづくりを目指して、町民の皆様に歴史に触れる機会を提供できるよう、資料展示などを引き続き行ってまいります。

学童保育事業は、入所児童数の増加のため、一宮小学校の特別教室に保育室を新設いたします。さらなる児童の健全な育成と保護者の子育てを支援してまいります。

また、東京五輪のサーフィン競技会場として、世界各国から来町する方々へのおもてなしの一環として、中学生以上の町民の皆様を中心に対象とさせていただいた日常英会話教室を開催するための経費を計上しております。

最後に、本定例会に平成29年度の各会計予算5件、平成28年度の補正予算5件、条例の制定2件、一部改正10件、廃止2件、その他1件の計25件の議案を提出させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53

条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができません。
念のため申し添えます。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 私は2問の質問を行いますが、1問ずつ区切って行いますが、よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 最初に、九十九里浜回復本格化へという県の方針ですが、それについて伺います。

県は、砂浜が消失する危機に直面している九十九里浜に養浜を本格実施する方針を固め、地元自治体、学識経験者らによる侵食対策の検討会議を開き、今年度内に対策計画の骨格をまとめる考えであります。既に何回か会議が行われていると思いますが、次について伺います。

①検討会議のメンバー構成は。

②白子、長生、一宮海岸で試験的な養浜を行っていますが、年間どのくらいの量を供給しているか、またその成果はあるのか伺います。

③1950年代に、太東岬の侵食を防ぐために県が沖合に消波ブロックを設置したことから土砂が減り、砂浜が縮小、1961年から2015年の間に、一宮海岸は50から80メートル海岸線が後退しました。ならば、その消波ブロックを撤去したらどうかについて伺います。

④2020年の東京オリンピックにサーフィン会場となる釣ヶ崎海岸の波は現在よりさらに改善され、よりサーフィンに適した波になるのか伺います。

⑤3月までに対策計画案の骨格が決定するそうですが、その全容を公表してもらいたい。

以上、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鵜野澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の会議の構成メンバーでございますが、学識経験者として日本大学の近藤教授外4名、海岸利用者として小栗山九十九里漁業協同組合代表理事組合長外4名、沿岸市町村長として旭市、明智市長外8名、以上、合計いたしまして18名で構成されております。

2点目の養浜の供給量とその効果でございますが、現在まで、九十九里浜全体で平均年間2万立方メートルの養浜を実施しており、一宮の海岸におきましては比較的継続的に養浜が行われております。ヘッドランドとあわせて海岸線の後退に一定の効果を発揮しておるところであります。

3点目の消波ブロックの撤去ということでございますが、ご質問にある太東岬沖の工事は、国土保全の観点で崖の侵食対策を行ってきました。これによって砂の供給が減少しているのは確かでございますが、ブロックの撤去は、太東岬付近全体の安全が保たれず、国土保全ができないこととなりますので、現実的な話ではないと考えます。

4点目の釣ヶ崎海岸の波ですが、釣ヶ崎海岸付近を含む一宮町の砂浜の侵食対策は、海づくり会議を中心に意見の合意形成を図りながら実施され、工事は既に完了しております。また、現在の状況での波が良質であると評価されて会場に決定しており、波に与える影響が未知数である新たな工事を今後行うことは非常に難しいと考えています。

5点目、計画案の発表でございますが、この会議は正式名称を九十九里浜侵食対策検討会議と申しまして、一宮町の対策だけではなく、九十九里浜全体の侵食対策を考える会議であり、本年の1月23日に第1回目の会議が開かれました。この会議は県ホームページにて発表され、一般の方も傍聴可能であり、既に1回目の会議資料や議事録等も公表されております。今後の会議内容についても逐次公表されますので、ご確認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ではありません。要望でございます。

ただいま答弁をお聞きした中で、九十九里浜侵食対策検討会議は、沿岸市町村長9名、各漁業協同組合、町サーフィン業組合、ライフセービングクラブの4団体、また、海岸利用者及び日大2名、東大、九州大学の各教授、それから国立研究開発水産工学研究所の学識経験者5名、計18名で構成されているとのことです。

九十九里浜は、北端の屏風ヶ浦と南端の太東岬が波で削られ、その侵食を防ぐために県が

それぞれの沖合に消波ブロックを設置したことから砂浜が縮小されたと。1961年から2015年の間に一宮海岸が50から80メートル海岸線が後退しました。また、地下水のくみ上げによる地盤沈下も拍車をかけ、九十九里浜に30カ所以上あった海水浴場は、2008年度までに12カ所が閉鎖に追い込まれました。さらに、県の地球温暖化対策実行計画では、温暖化で2081年から2100年の間に海面が60センチ上昇した場合、銚子から太東岬の砂浜の約8割が消失すると推測しているそうです。

海岸侵食に詳しい東京都の土木研究センターなぎさ総合研究所では、緊急的な対策は養浜しかない、行政は住民や漁業者と合意形成を図り、九十九里浜でも本格的に実施するべきだと指摘しています。現在、養浜は年間約2万立方メートルであります。県は砂浜の回復には供給量を5から6倍にふやす必要があると見ています。2020年の東京オリンピックサーフ会場釣ヶ崎海岸の養浜については、細心の注意を払いながら行うことを私は強く要望して、この質問を終わります。

続いて2問目、よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君）　どうぞ。

○9番（鶴野澤一夫君）　2問目。安心・安全を確保するためにドローンの設置を。

ドローン普及が企業、個人などで非常に高まっています。当町に設置を要望します。

理由としまして、①災害救助のリサーチ、海や山など人が到達できない場所やイノシシ、クマなどの有害鳥獣、猛暑や放射線に強いことを利用して、現場の状況や情報を適切に得ることができる。

②犯罪などの防犯対策に役立つ。これは警察の管轄ですが、ドローンにセンサーをつけ、特定の人を追うことができ、犯罪にも役立つ。また、相手が凶器などを所持し、人が近づけない場合も適切な情報を得ることができる。これは警察に協力ができる。

③災害時に薬や食事を運ぶことができる。感染症が広がった地域でも必要な物資を運ぶことができる。

④農業や地域調査、広大な田畑の安全確認、飛行しながら赤外線技術を使い、植物や食べ物が病気などに侵されていないかを判断することができる。その地域を特定調査ができる。

⑤スポーツなど動いている、競技している者を正確に撮ることができる。カメラマンが追いつけないスピードや高さなどのある競技、また雪上などの寒さに強い競技も対応できる。

以上、さまざまなことに利用でき、町民の安心・安全を確保するために設置の要望をします。町長の見解を伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ドローンの導入につきましては、鵜野澤議員からご指摘をいただきましたとおり、自治体におきましても導入について検討しているところがあると見受けられます。

このような中で、2月26日の日経新聞によりますと次のような記事が載っておりました。経済産業省は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と協力して、ドローンの衝突防止技術や自動管制システムを開発し、2025年度をめどに、国際標準化機構（ISO）の承認を得ることを目指していくということであります。また、そこには、ドローンが現在では制御技術が未発達で、風であおられて落下する事故が後を絶たないということも掲載されておりました。

こうしたことを踏まえまして、ドローンの活用方法は、今、鵜野澤議員からもご紹介いただいたとおり多岐にわたっております。大変有効性があるものと私も考えます。ただ、ドローンを的確に操縦できるパイロットの方の数がまだ少なく、導入を検討している自治体でも、大学あるいは民間業者から操縦方法についてはしっかりと学ぶ必要があるということのようであります。

私ども一宮町で導入するにおきましては、どうした用途にどのように活用するか、そして、地域の課題解決にどのようにつなげるかという知恵を絞った上でこれを導入しないと、宝の持ち腐れとなってしまいますので、ドローンの有効性につきましては私も感ずるところであります。今後の技術の進展を見守りながら、私どもの町に有効な導入のあり方を考えていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ではありません、要望です。

私は、ドローンの必要性についての根拠は、地震災害、それによる津波災害、また海水事故などあらゆる災害の救助のリサーチ、有害鳥獣の動向の情報など、災害救助に欠かせないと思います。災害に強い町にしていきたいと思いますので、できればドローン2台、操縦士4名から5名の設置を強く要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

なお、会議開会后約1時間が経過いたしました。ここで15分間程度の休憩をとります。

次は10時15分より再開します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 質問3点ほど出しておりますが、都合で、通告書の順番とちょっと前後しますが、1点ずつ質問させていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。その都度言っていただけますか。

○7番（藤乗一由君） それでは、最初に、通告書では2番として出しておりますが、町の体育施設の予約システム改善提案についてという部分について質問いたします。

町の体育施設の予約、これの早期化について、これまで質問として取り上げてまいりました。その中で、試験的な早期化ですとか、あるいは平日など一部のみを早期化するという変則的な運用、その他の可能性、あるいは運用の仕方、予約のシステム全般について検討する委員会とかというようなことについていろいろ提案しておりましたが、一部内容につきまして検討するという回答もございましたので、次の点についてお伺いいたします。

1つ目、予約システムの改善につきまして、宿泊業組合からも要望が出されておりましたが、改善提案について具体的にどのような場でどのような内容が協議されたのかという点です。

2つ目としまして、問題点としてどのような点が提示されて、どのような意見があったかということについて、さらにこれについての町の見解をお伺いいたします。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） それでは、町の体育施設の予約システムの改善提案についてお答え

をいたします。

1点目の改善についてでございますが、宿泊業組合からは、体育施設予約受付日を利用日の6カ月前への要望でございます。この要望を受けまして、私どもでは教育委員会会議定例会に協議案として上程をいたしました。そして、その結果、社会教育委員会議への諮問となったところでございます。

その後、臨時に社会教育委員会議で協議をいたしまして、体育施設の予約システム改善について協議をいたしました。現在の利用状況を踏まえますと町民の不利益と考え、現状がベストということで、社会教育委員会の結論となったところでございます。その後開催されました教育委員会会議定例会に社会教育委員会議での結論を答申したところでございます。

2点目の、問題点としてどのような点が提示され、どのような意見があったかということでございますが、問題点では、町民は施設予約が利用日の直近であることで、早期予約になると町民の使用予約がしにくくなること、あいている時間帯には一宮中学校の授業で使用しているため、早期予約により空き時間の減少が考えられ、授業に支障を来すということがございました。そして、意見では、町民優先の利用をお願いしたい、一宮中学校の使用を優先していただきたい、仮予約等の運用上での対処も考えられるなどの意見がございました。また、町の見解は、教育委員会会議定例会の結果、現状のままで事務手続規則等の変更はしないという結論になったところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。ただいまの回答に対して再質問させていただきます。

4点ほどございます。部分的に早期申し込みにするなど複雑になる場合の業務、この業務が多少煩瑣になるかと思いますが、これが煩瑣で複雑になるからという、そこら辺の理由が含まれているのではないのでしょうかという点が、1つ目。

2つ目としまして、要望のあった事業者、その他からの直接の聞き取りあるいは説明の機会を設けるというような配慮はあったのでしょうかという点です。

3つ目としまして、業者の事情も考慮した上で、ここまでなら可能だというような提案などが無いように見受けられます。行政側からも逆に提案、意見を出して、幾分なりとも納得のいく着地点を探るというような進め方はないのでしょうか。

4つ目としまして、申し込み期間だけでなく、運用面その他の仕組みも含めた検討委員会を設けてはどうかということに対しまして、検討するとの回答がございました。検討があったのかどうなのかということ、その辺がどのようになっているかという点です。

それともう1つ、4点と言いましたが、つけ加えさせていただきたいんですけれども、GSSセンターが中学校で集中的に使用しているという現状は私も承知しております。資料、データを見せていただいた中で、GSSセンターに関しては、町の体育施設の中では特殊な使用環境にあるということで、利用状況が他の施設とは異なるということ、検討された検討委員会、社会教育委員会議の中で、十分にその利用状況、ほかの施設も含めた利用状況、利用率、これをご説明した上で検討されたのかという点についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、ただいまの再質問についてお答えいたします。

1点目の、事務、受け付け業務が厳しいという理由があったかどうかということですが、そういうことはございません。

2点目の請願書の話でございますが、その提出によりまして、社会教育委員、教育委員、関係団体等との協議や会議での実情を考慮いたしました。

3番目でございますが、請願書や業者の事情、また町長からも同じように提案、意見はございましたが、そのようなことを全て踏まえまして、教育委員会、社会教育委員会で検討した結果でございます。

4番目、検討委員会の件でございますが、委員会を設けることにつきましては、内部で協議した結果、教育委員や社会教育委員で検討することで十分であるとの意見となりました。

5点目ということで、GSSセンターの中学生の使用の件でございますが、もちろん授業についての利用も含めまして使用について検討は行いました。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。要望ございますか。

○7番（藤乗一由君） ただいまの回答の中では、事業者のほうからの直接の聞き取りはなかったというふうに受けとめてよろしいということですよ。

それから、受け付け業務に関する部分は、多少手間のかかることでもやれますということだと思います。実際のところ、GSSセンターの場合には、中学校の利用の月の延べ時間数

から見ますと、おおむねセンターの三、四割ぐらいが中学校の部活、授業等で利用されているというふうに時間が確保されているようです。月によって、日によって違いますが、また、振武館の場合には中学校の部活による使用が一部ございますが、でもその部分は1割にも満たないという状況です。他の施設の場合には中学の使用はございません。そういうわけで、GSSセンターの場合には特殊な状況にあるので、例えばこれは従来どおりという形にして、それ以外の施設について、平日ですとか、町民の利用とほとんどバッティングしないというような期間だけ、例えば1カ月でも前倒しをしてみて、試験的に運用してみるというような状況でやってみて、反対の意見だとか、そういったことがないかどうかということ調べてみるという進め方もあるのではないかなというふうに思います。全く、行政側としてもこういったことならできるといような提案もないという状況だと、行政側としては余りにも冷たいと、ある意味、もう少し思いやりがあってもいいんじゃないかなというふうにも思います。そうしたところで、今後、全体を含めて検討していただきたいなというふうに考えます。

それでは、1点目に上げてありました質問、通告書の1番目の株式会社リアライズの事業動向についてお伺いいたします。これも4点ほど挙げております。

1点目、本年3月までのリアライズの事業実績と決算の見通しについて説明を求めます。

2つ目、29年度の事業計画、それと予算、それに伴う資金調達の見通しについて、また、地方創生の関連予算との関係も含めて説明を求めます。

3番目、この会社の事業推進に当たりまして、町の事業者を積極的に利用することが前提としてあるべきだという意見が多くございました。町もその方向で指導していくというお話でしたので、それを進めるべきと考えますが、これまでの状況と今後の方針についてお伺いします。

4点目、行政とは切り離された会社だから民間と同様という形ではございますが、資本や事業資金に多額の税金が利用されているという事実を考えますと、町としてこの会社の情報を極力公開して、広く町民に説明していく義務があると考えます。これについてどう対応していく考えか。情報公開という意味ですね。それについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤乗議員のご質問にお答えします。

最初の1の関係でございますけれども、本年3月までの事業実績と決算の見通しですが、28年度は、地方創生加速化交付金事業の上総一ノ宮駅周辺商業環境整備事業、空き家改修1,995万8,400円、そして中心市街地調査及び活性化計画作成988万2,000円、サーフィンセンター及びモニタリングハウス基本構想497万8,800円を町から委託しました。空き家改修では当初1棟の計画でありましたが、2棟行うことになったことで、決算の見通しでは数百万円のマイナスの見込みで、差額については銀行から借り入れする予定です。

続いて、2番目のご質問ですが、地方創生事業として4月から空き家となる一宮保育所のリノベーションを実施する計画です。まず町へ賃料を支払っていただき、一宮保育所内に無料スペースと有料スペースをつくります。無料スペースでは地域連携を考慮し、誰でも利用できる中庭やフリースペースをつくり開放し、そこでイベントやワークショップ等を企画し、積極的に地域とのかかわりを持ちます。有料スペースでは、借り手がカルチャースクールを開業できるようサポートし、教室やカフェ、オフィスなどにリノベーションし、一宮町に移住いただき貸し付ける予定です。事業費はこれからですが、2,000万円は超すものと考えます。町からの委託金は約1,800万円で、差額はまちづくり会社の負担となります。

また、町内に開業したい人を集める目的で屋根下のカーゴを昨年度実施いたしました。29年度は、リノベーションオープンを記念して商店街交流イベントを予定しています。

また、水道施設跡地一部でモデリングハウスの計画を210万円で作成委託する予定です。また、28年度でリノベーションした物件には、オフィス5部屋、チャレンジショップ2部屋、飲食店1部屋完成予定で、その賃料1カ月25万円から30万円を見込んでおります。

3番の事業推進に当たり町の事業者を積極的にというご質問でございますが、まちづくり会社は地方創生の一環として設立しました。地方創生は、産官学の連携で地方に企業の集積、そして人口の減少を抑えるということを目的とし、主に商店街の空き家リノベーション、移住・定住を目指したモデリングハウス設置、サーファー客数の増加のためサーフィンセンター設置等を行う予定です。当然、地元企業を反映させることも重要課題であります。現在、商店街の空き家リノベーションを実施していますが、町内を優先とし、町内3者、茂原市1者に見積もりをお願いしたところです。今後も町内業者優先に仕事を依頼する予定です。

4番の情報公開という内容でございますが、まちづくり会社で実施する事業はこれまで広報でお知らせしています。リノベーション終了後、開業者を集めることを目的にオープン記念も計画しており、チラシなどで町内に広くお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

現在、まちづくり会社リアライズが事業に取りかかっている「すずみね」という名称だということですが、これについて特にお伺いいたします。関連の部分もほかに出てくると思いますが、何点か質問として挙げさせてもらいます。

まず1つ目として、この建物の所有者、それから工事の発注者、それに対する工事の受注者が正確に誰になるのかという点。それから、先ほどの説明にございました町から支出している委託金1,800万円は、今後どのような形になるものなのでしょうか。すずみねを運営していった段階で町に返される形になるものなのでしょうかということですか。

2つ目としまして、賃貸によってこの事業経費を回収するという事になっているということですが、計画どおりにこれが回収できない場合にはどのようなことが考えられるか、それについてご説明願います。

3つ目としまして、仮にこのリノベーションの店舗が健全に運営されたとしても、町全体としての集客力から見て、部分的に一部町がにぎわうということで、点は幾つかできるかもしれませんが、面として広がらないということにもなりそうだというふうにも思いますが、町としては、将来の町の全体像として、この部分をどういうふう考えた上で進めていくのかということをお聞きしたいと思えます。

もう1点、情報公開と先ほど申し上げた部分に関してですが、お知らせというのは情報公開ではございませんので、あくまで先ほど説明いただいたような内容、これが情報公開のスタートになります。そのお金の流れとか、町民や周辺の住民、周辺の店舗、こういった方たちは、場合によってはお客さん、顧客になったり、互いにお店として商店街を盛り上げる役目にもなったりする可能性があるわけですから、そのため、特に比較的近くに営業している、住んでいる、そういった住民には丁寧な説明ですとか、この事業運営についてのご理解、合意、こういったものが重要だと考えられます。ですから、町としてはこうした皆さんに、まちづくり会社にただ任せて投げってしまうというだけでなく、丁寧な説明などを行うべきではないでしょうか。そのためにも、リアライズは事業内容だけでなく財務に関してもきちんと情報を公開していくべきだというふうな考えます、多額の税金が入っているわけですから。その点について町はどのように考えているのかということ、これも改めてお伺いします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問に対する答弁、お願いします。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤乗議員の再質問の関係でございますけれども、①の工事の受注者、そして1,800万円は町に返されるかというご質問でございますが、国は人口減少と地域経済の縮小という課題に対し、東京一極集中の是正、出生率の改善、地域の特性に即した地域課題の解決を図るということを目的に、平成26年度に地方創生を打ち出しました。

一宮町の地方創生は、5つの柱を基本として地方創生総合戦略を計画しました。そのうちのひとつとして都市軸の整備があります。国道128号沿いの商業地域と県道30号線沿いの観光が盛んな地域の双方の特色を生かし、町全体を活性化するため、中心となるJR上総一ノ宮駅周辺を中心に都市軸の整備を図るということでございます。そのため、課題の一つに商店街の空き店舗の増加があります。

総合戦略では、空き店舗を生まれ変わらせ商店街の活性化を図る、空き店舗を生まれ変わらせる目標件数は平成31年度まで5件と定め、今年度、まず「すずみね」から始めたところです。ご質問の「すずみね」の所有者は持ち主の峰島さんと鈴木さんです。ですから、峰島さんの「みね」と鈴木さんの「すず」をとって「すずみね」という語呂合わせで名前をつけさせていただきました。

まず、10年間、株式会社リアライズで借りました。工事の発注者は株式会社リアライズであり、工事の受注者は茂原市の株式会社ビームファクトリーです。町は委託者であり、国からいただいた地方創生加速化交付金で株式会社リアライズに委託したもので、委託金は、契約どおり「すずみね」の改修が実施されれば町には返されません。

2つ目の賃貸についての改修の関係でございますが、計画どおりに改修できない場合は、株式会社リアライズの損失となります。ただ、町では損失補填はしません。しかし、そうならないような人を人選して計画しましたので、町としては信じているということでございます。

3番の将来の町の全体像をどのように考えているかということでございますが、先ほど述べたように、国道128号沿いの商業地域と県道30号線沿いの観光が盛んな地域の双方の特色を生かし、町全体を活性化させるということ、商店街を歩く人を増加させ商店街をにぎわせることを将来の町の全体像として考えています。

また、4番目の情報公開の関係でございますが、公開できるように株式会社リアライズに

相談してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまの回答に対しての意見等ですが、幾つかの問題点が新事業も含めた中で考えられるんですけども、仮に、この「すずみね」、実際に運用が始まりまして、うまくいくかどうかというところで、それなりに回っていくということになった場合、それはそれでいいことなんですけれども、町長の施政方針演説にもございましたが、一宮保育所のリノベーションの計画というものも、既に先ほどの回答の中にも、もう実施段階に移るかなのお話になっているわけですけども、現在の一宮保育所は公共施設なわけですけども、そもそも忘れてはいけないのは、一宮保育所は危ないから早く移転しなくてはならないという、そういうことが前提で急いで移転を進めてきたという事実があります。それにもかかわらず、町としてここをまた別途の集客施設という形で扱って計画を進めていくということはいかなるものかと、そのところの検討が十分にされないままに進められては、ある意味、私としては、一宮保育所の移転計画が行き当たりばったりで、とにかく急げという形で進められてきたというふうに認識しておりますので、それと全く変わらない。移転してしまえば、もうその当時の危ないんだよということのリセットされてしまって、全く考慮に入れられないというような形で、あいたから都合がいいので何かに使いましょうというような、そんなふうにはしか見えません。

安全とか安心とかという考え方は、ソフト面だけでは難しい部分もあります。ハード面でも町として責任を持って考えていかなければいけないんじゃないかということもあるわけで、同様なことが原保育所なんかにも言えると思います。申込者がふえたので、入園者がふえたので、とにかく拡張しますという考え方だけで、安全対策というのをおろそかにしていないかというふうなところにも波及してくるわけです。

ですから、そういったことも全部含めた町の公共施設、これは民間に貸してしまうかもしれませんが、今の計画でいきますと。貸してしまうかもしれませんが、それなりに住民の方たちが集まるという集客施設の性格を考えますと、準公共施設というふうに、町の持ち物でもございますし、そういうふうにも考えてもいいんじゃないかなと思います。

ですから、こういったものを含めて、それぞれいろんな、公民館ですとか点で存在する町の公共施設のあり方、どういうふうに整備していかなければいけないのかということきち

んと考えていただかなければいけないんじゃないかと。少なくともそれを議論したり意見を出したりする場が最初の段階でなければおかしいのではないかなというふうに思います。

2点目としまして、情報の公開を進めるべきということの点ですけれども、先ほども申し上げましたが、お知らせはあくまで情報公開ではございません。町として情報公開の姿勢、こういったものがどういうふうにあるべきかというところから、もう一度考えていただかなければいけないかなというふうに思います。

もう一つ、屋根下のカーゴというイベントがございましたが、この実施の後に集客状況の調査についてお伺いしました。それで、おおむね何人ぐらい集まったようですと、町外の方も多かったようですというような回答はいただきましたが、具体的な数字、どこから来たのか、年代、性別、家族でいらしたのかどうなのか、参加に当たって興味・関心はどういうところからこのイベントにいらしたのかというようなことをきちんと調査するべきだと。今後の事業を進めるのに役立つという意味では、なぜしなかったのかというのが不思議でなりません。こういった情報をきちんと集めて、今後の事業に進めていくという考え方がどうもないようです。そのところに疑問を感じます。具体的な細かいデータはございませんでした。お聞きしていません。

以上が今の質問に対する私の意見でございます。

3点目に進みます。3点目、サーフィン以外の魅力づくりによる観光強化策を進めるべきだという点です。これも2点ございます。

サーフィンの来客その他を宿泊施設を初めとした町の観光面での増収につなげていく対策について、これまで手薄だったデータ収集や調査を進め、さらにこれらの意見収集、検討の場をつくるべきだというふうに考えます。これについてどのように考えるのかという点。

2つ目としまして、町の自然環境そのものを観光資源とするといったような方策や、サーフィンと関連したものとして、スケートボードパークなどを併設した公園の設置、こういったものは、サーフィンでの人気というものに付加価値を高めるという意味で相乗効果につながるというふうに考えます。ですから、この点についてどうかというふうにお聞きしたいと思います。

サーフィンと観光、町の商業への貢献といった具体的なデータを示されたということがこれまでないというふうに私は認識しておりますが、町のいろんなイベント、これが毎年行われていますけれども、観光客増につながって町内業者の収益につながって、宿泊客もふえてといったことにつながるような、こうした初歩的な部分から丁寧に情報を集めるべきではな

いでしょうか。何をしたら効果が本当にあるのか、全く不明であるということをきちんと自覚した上で進めていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） まず、観光面のデータ収集や調査でございますけれども、一宮町の観光は、夏の土曜、日曜日に8イベントを毎年計画しております。ことしも計画していますが、イベントに追われ、データ収集や調査、さらにこれらについて意見収集、検討の場をつくるまで手が回らない状態です。業者に委託すれば多額の予算が必要であり、厳しい財政状況の中で難しいと考えています。

2つ目の自然環境ということでございますけれども、一宮町は海岸、一宮川、洞庭湖など豊かな自然があります。現在、千葉県より、一宮町から横芝光町まで海岸沿い7町村に、千葉銀行より千葉県に寄附する自転車7台を7町村に寄贈し、7町村で乗り捨てできるシステムを提案されております。一宮町には現在、電動自転車3台、普通自転車4台あり、今回、電動自転車5台いただける予定で、その自転車で一宮町の自然を散策してもらえたらと考えております。将来はこの自転車を有料で貸し出すシステムを構築できればと考えております。そのほか自然を観光にできる方策があれば検討してまいります。

また、スケートボードなどをする人はサーフィン愛好家が多く、サーファーの多い一宮町にスケートボードパークなど併設した公園の設置などは、藤乗議員の言うとおりの付加価値も高められ、相乗効果につながるものと考えます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 3に対して答弁が終わりました。再質問ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今の回答に関してですけれども、オリンピック開催ということに関連して、今後いろんな事業、予算が決まってくると思いますけれども、同じだけの財源を使って決まったものを進めていくという中に、ただそれを行うというだけでなく、オリンピック後の将来も見据えた観光、移住の強化策、こういったものを考えるのが重要だと思います。それは皆さん同様に認識しているとは思いますが、そこで、町の今後のためには、サーフィンという一つの資

源でしょうけれども、これだけでなく、町の里山ですとか森林、こういったものを生かした計画を今のうちから進めていくべきではないかと。

これは余り好ましくはないですが、将来的にサーフィンの魅力という部分が、海岸環境の悪化によって、ある意味、賞味期限が切れてくるというケースも当然考えられます。それは20年後か30年後かわかりませんが、そういう可能性も見据えた中で、次の商品を開発していくというような意味合いで、観光に向けたほかの部分でのアピール、魅力づくりというものも進めていくべきではないかなというふうに思います。

幸い町には、隣接した中で山もございませぬ。イノシシ対策ということも問題になってくるでしょうけれども、そうした部分を利用した観光とか移住を進めていただくと。しかも、宿泊客増につながるというような部分をつくっていただけるようなプランを進めていただきたいというふうに思います。

また、いろんな事業を生かすためにも、まちづくりの中でデータの収集、情報を集めるということを再三申し上げていますが、例えばサーフォノミクスで、ちばぎん総研に500万円ですか、こうした中で調査委託費として計上されたものがございませぬ。28年度に行われているわけですが、まだ結果としては出てきていないということですが、例えばこういった調査に関しては、一つの考え方として、昔で言えば大学の社会学部、そういったようなところとうまく連携をして、町を一つの研究材料というような形で調査と研究、分析と、それから発表していただくと、これに対して町が補助をするという研究費の補助ですな、そういった形であれば、500万円というような多額の予算は必要ないのではないかなというふうに考えます。これによって、例えば大学との連携で、一宮商業高校の活性化にもつながるとか、中高生の意識向上にもつながるとかというようなことにも関連づけられるのではないかなというふうに思います。

もう一つは、いつも夏のシーズンになると思うんですけれども、町の担当課、まちづくり推進課は、イベントの下請会社のような状況になっていると、そういうふうに見えてなりません。イベントをこなすために大変一生懸命働いてくださっているんですけれども、ただそれだけに終わってしまって、結果としていろんな情報が集まらないで終わってしまうと。むしろ役場は、正確な情報に基づいて企画して、これをマネジメントする立場でなければいけないと思います。それでなければ、イベントに投資した税金がきちんと町民に還元されているのかどうかということさえわからない状況だと思います。そうした点を十分考えた上で事業を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。答弁ございますか。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 再質問のほうにお答えします。

まず、1つ目の里山や森林を生かした計画でございますけれども、確かに町には、海ばかりではなくすばらしい山もありますので、今後十分に検討させていただきたいと思います。

また2つ目の、イベントなどを減らし、時間をつくり丁寧にこれに取り組むべき、あるいはデータ収集について大学等を入れてというお話でございますけれども、イベントは実施すること、始めることは簡単であります、やめることは容易でないというのがこれまでの現状でございます。新年度4月以降、機構改革も予定されておまして、新しい体制となります。このことについて検討できる体制であれば、その体制でデータ調査も含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 先ほど、あわせて意見も時間の関係で申し上げさせていただいたんですけども、そうした全体を見た上で、今後の展開というものを長期的な視野でつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、4番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） オリンピック会場整備費について伺います。

現在、千葉県のオリンピックに対する予算が150億円と聞いています。そのうち一宮町の会場公園整備費として2億円だそうです。なぜそんなに少ないのか。話によると、千葉県にはまだ30億円の予備費があり、その予備費の行き先はまだ決まっていない。キャンプ場跡地を整備するには到底足りないと思うが、町長は千葉県にどう働きかけていくか伺います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 鵜沢清永議員のご質問にお答えします。

千葉県は、1月19日に、千葉県の東京五輪パラリンピックの2020年度までの総経費を150億円から180億円になると発表いたしました。そのうちサーフィン競技開催に伴う費用は2億円で、芝生や遊歩道、駐車場整備などを想定しているとのことです。また、資材高騰などに備え、予備費として30億円を見込んでいたとのことでした。

現在、会場整備費として2億円を計上していますが、仮設駐車場、仮設施設、仮設トイレ等は全て計上されていません。昨年、東京オリンピック競技大会開催に向けた費用負担について、東京都から仮設施設の整備について、東京都以外の自治体に立地するものは現地自治体と国が負担するという新たなルールが突然提案され、開催県等から、12月26日に立候補ファイル及び大会開催基本計画に基づくことが原則であることを確認してほしいという要望書が東京都知事宛てに提出されましたが、その後具体的な協議はされていません。ようやく都知事が2月22日の施政方針で、開催都市の責任を重く受けとめ、東京都以外の自治体も東京都も負担すると発言。しかし、2月28日の代表質問では、会場が所在する自治体への支援など国が果たすべく役割は大きいと発言するなど、いまだに結論が出ず、現在も本格的な協議はされていない状況です。

今回の発表は試算であり、今後協議によっては増額されることもあると聞いています。今後、組織委員会、千葉県と3者協議が行われますが、オリンピック成功に向け、町にとって負の遺産を残さず、後に有意義に残る施設ができるよう、できる限り協議し、千葉県には予算の増額も含め精いっぱい働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問ではございませんが、要望になります。

国、東京都、IOCなど、まだ予算がしっかり決まっていらないんですが、開催日は着々と近づいています。回答があったように、芝生や歩道、駐車場整備もあるんですが、それ以外にも多々やるが出てくると思います。先ほど町長の施政方針にもあったように、県と協議を進めていただいて、予算増額も含め、さらに強く県のほうに働きかけていただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 要望ですね。

以上で、鶴沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私のほうは、きょう3点質問がございます。1点ずつ区切らせて質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） はい、どうぞ。

○8番（袴田 忍君） それでは、まず1つ目、「わかりやすい予算説明書」の新年度の発行はという形で大きくとりました。というのは、私、前々回の9月議会で「わかりやすい予算説明書」の配布について質問しました。その後の経過について質問いたします。希望者には追加注文をして配布するという答弁がありました。実際に幾つかの地区では、自治会でまとめて要望して全世帯に配布したところもあります。全世帯配布から希望者のみの配布に変えたのは経費節減のためと答弁もありました。実際に削減になったのでしょうか。新年度予算ではどのようになっているのか、次の項目について伺います。

①当初の発注数と経費。

②その後、追加の要望数、追加発注数と追加経費。

③最終的な配布数と経費。

④新年度予算案の予定配布数と作成費について。

4点ほどお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、「わかりやすい予算説明書」につきましてお答えいたします。

最初は、1点目の当初発注の数と経費でございますが、100冊を作成し、経費は17万2,800円でございます。

続きまして、2点目の質問ですが、追加発注の関係でございます。3つの自治区を含め669冊の要望がございましたので、700冊を印刷し、30万240円を支出いたしました。

続きまして3点目の質問です。最終的な配布数と経費でございますが、町内世帯数の約15%、766冊を配布し、47万3,040円の経費でございました。

最後に新年度の予定でございますが、今回の試みから、経費的には原版の作成費用が高いため、全戸配布する場合とさほど変わらない結果となりましたが、一方、冊子の希望者数では、ホームページにデータ版を掲載した成果もありまして、町内全体で15%の結果となりましたので、資源の節約やペーパーレス化の観点から、今年度と同様、希望者への配布として予定しているところでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 全戸配布をやめた理由として、町のホームページにアップしたので必要性がなくなったということも聞いております。しかし、全戸配布を要望した自治会があるなど、現実にホームページにアクセスできない町民もかなり私はいると思います。町が持っている情報の中で町民が一番知りたいものは、私たちの税金が何に使われているのかを示す予算であります。その重要性を考えれば、全戸に配布すべきではないでしょうか。町長みずからのお考えをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の考えは総務課長と同じでございます。

○議長（吉野繁徳君） 8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。次年度も希望者への配布ということで、町のほうで予算的なこともあるということの中では、町長も同じであるという考えをお聞きしました。

実際、防災関係に関しても、次年度、防災マップじゃなくて、防災の何かの配布物を全戸配布するような話も聞いております。私もこの「わかりやすい予算説明書」については、やっぱり重要なものであるなので、配布していただきたいと思いますが、町の考えがそういう状況であるというものから変わらなければ、次年度もそういう状況でということ、また自治会で要望すれば全戸配布してもらえろというような方法でお話をすればいいのかなという気がしますが、我々のほうにも、議員である以上、袴田さん、こういうものはどういうふう

なっているんだということを聞かれますので、町は町としてのこういう考えがありますという形で、私なりに答えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

では2つ目、オリンピック関連事業について質問したいと思います。

オリンピック開催に向けての関連事業についてお伺いたします。

まず1点目は、これもやはり私、9月に一般質問しております。一ノ宮駅東口開設事業の進捗状況について。

2つ目、サーフィン会場周辺の整備事業はどのように進めるのか。

この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 袴田議員のご質問にお答えします。

一ノ宮駅東口開設事業ですが、JRでは、期間が少ない中、オリンピックまで間に合わせる体制をつくっていただきました。しかし、JR本社ではなくJRコンサルタントが算出した事業費をもとに考えていますが、設計費、広場工事費込みで簡易Suica約8億円、本Suica約10億円となっており、町では財政状況を考えるとかなり厳しい状況です。

そのような中、2月に入り、JRで概算事業費を算出しますので、算出された事業費を見て、9月に東口開設をオリンピックまで行うか判断しませんかと提案を受けました。東口開設事業について概算事業費を算出してもらうことは、設計に必要な駅の各種調査をしっかりと行った上で算出しますので、オリンピック後に東口開設するという場合でも手戻りにはならないため、現在、町で概算設計費3,500万円を捻出できる予算があるか検討しています。捻出する予算があり、議会にご承認いただければ、オリンピック会場の駅ということで、東口開設事業費を千葉県組織委員会との協議にのせ、何とか9月までに事業費のめどを立てることに努力してまいりたいというふうに思います。

サーフィン会場の周辺整備事業でございますけれども、東京オリンピック競技大会開催に向けた費用負担について、東京都から、仮施設の整備について、東京都以外の自治体に立地するものは現地自治体と国が負担するという新たなルールが突然提案され、協議ができないう状況が続きました。ようやく最近、都知事が施政方針などでコメントを出していますが、現在も本格的な協議はされていない状況です。会場の整備について、組織委員会会場整備局と千葉県を交えて、ようやく1月10日、2月7日と2度協議が行われましたが、協議内容は、

水道・電気施設、排水など現地の状況中心で、まだ初歩的なものであります。

会場は釣ヶ崎海岸広場だけでは到底賄えず、県有地である保安林を使用しなければならないと考えますが、まだ具体的な協議はされておられません。今後、東京都、組織委員会、国、各県と予算関係について結論が出た後、そして千葉県知事が決まった後、本格的な協議になると思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 東口開設についての再質問をしたいと思います。

私は、オリンピック開催決定で一宮町に全国の注目が集まっている今こそ、やはり東口を開設する絶好の機会だと思っております。オリンピックに間に合うように東口を開設することによって、ふるさと納税による寄附も集まるし、国・県からの助成も獲得できるのではないかと思います。東口開設は町民が長年実現を求めてきた町の最優先課題であります。

先日、馬淵町長の後援会だよりを見て、町民の方から、東口開設についていかに多額のお金がかかるのか、いかに難しい事業なのか強調していた。東口開設が一宮町の今後の発展を約束する重要な事業であることは触れていないように思いました。これはできないということでしょうかという厳しい意見をいただいたこともあります。先ほどの答弁の中でも、概算設計費3,500万円ということも出ております。職員と町民が信頼して、最後まで諦めないで、早期開設に向けてさらに努力してもらいたいと私は思っております。町長の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員のご質問にお答えいたします。

東口の開設につきましては、町の活力増進に寄与するところがあると考えております。また、多くの方々の希望される場所でもあると私は認識いたしております。したがって、建設をいたしたいと考えている次第であります。

ただ、金額の問題は大変切実であります。先ほどの課長の答弁にもございましたとおり、8億円、10億円といったただならぬ金額が現在想定されておるわけでありまして、この切実な問題を踏まえ、町が支出する金額を妥当な範囲の中におさまるようにしなくてはなりません。さもなければ他の事業への負の影響が生じることとなります。これは断然避けなく

てはならないわけであります。そこで、私といたしましては、町の負担を妥当な範囲におさめる努力を精いっぱい行いながら、建設への道を探っていきたいと考える次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 要望でございます。1番、2番のほうで2つともあります。

まず、東口開設に向けて、今、町長からもお答えをいただきました。やはり長年我々が望んでいる駅東口の開設でございます。必ずや概算設計費3,500万円をもとにきちんと設計をつくっていただいて、東口ができるよう要望したいと思います。

それからもう一つ、サーフィン会場の整備事業でございますが、この前の千葉日報、これは2月の25日ですね。釣ヶ崎海岸仮設費27億円、これが一応つけられているという部分ではあるんですが、そのほかに輸送費、整備の運営費その他もろもろのお金が今試算中であるというお話もこの中には書かれております。やはり私はその中で、これは要望でございますが、町長、県議会議員、そしてまた国会議員の方をお願いをしながらでも、道路の整備、そしてまた早目の会場の松林の整備、それをお願いしたいなと私は思っております。一つの例でございますけれども、今、128号線から海岸の波乗り道路に出る町道ですね、今、秦組さんが工事しております。その前は三共興業さんが工事しておりました。あの前の道路も、訴えていけば整備ができるんだ、早目に整備ができるのではないかと。年間100メートルではなく、早目にやっていただきたい。そういう中で町の活性化につなげていただきたいなと私は思いますので、その辺の要望を、資金をいただくためには、国・県のほうに要望に行ってください。県議会議員、国会議員をお願いしながらでも、資産をこちらにもらっていただきたいという要望がありますので、ひとつよろしく願いいたします。

では3点目お伺いします。通学路の危険交差点の点検について。

これは先ほども、町長のことの中にも交通安全対策関係の中でも出ておりますが、これもちょっと考えていただきたいんですが、先日、16区の総会、これは12月にあったんですが、私は、安全協会の指導員をしているということで、意見を述べていただきたいということでそこに出席をしました。子供たちの通学路である道路の危険性について質問を私は受けました。それは、これは毎年というか、何回か以前にも出ているんですけども、16区は、15区を通る中ノ橋の交差点、ニシオ薬局さんがございますが、あの信号のない交差点なんです、非常に危険である。あの危険な場所をなぜ町は放置しておくんだ、区としても町への改善を

求めていくということでしたけれども、このような場所の改善策が町にはあるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 袴田議員の3点目の質問にお答えいたします。

ご質問の中にある交差点は、以前から危険であるというご指摘をいただいております、この危険箇所を改善するには、用地買収や物件等の移転補償、さらに工事費などの多額な費用と期間が必要であります。また、土地所有者の協力も必要不可欠になることから、現状ででき得るカーブミラーの改善、路面表示の拡充など、交通事故回避に向けたあらゆる施策をしてきたところであります。町としては、現状ではこれ以上の対策は難しいと考えております。

しかし一方、幸いなことに当該箇所では人身事故には至っておりません。これは地元の方々がボランティアで通学時間帯等に見守ってくださっているたまものであり、この場をおかりして御礼申し上げます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。要望でいいですか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 危険な通学路という形で今示してありますが、私は、今、道路上の白線で引かれた部分、それから文字で書かれた部分、いろんな突起物を催したいろんな形式の書き物がございしますが、やはりそれは見た目が必要かなと私は思います。

あとは、茂原の交通課のほうにお聞きに上がりました。実際にあそこは人身事故は起こっていない、それは危険であるからこそ皆さんがそれだけ注意をしてくれているんじゃないかなということも1つ出ましたけれども、であれば、通学路の問題であれば、その通学路を変更するとか、そういうことも考えられるのではないかと。ただ、町としてやっていただける部分としては、やはりお金がかかることなので、警察のほうは何もできませんということを書いていました。

でも、私は一人の交通ボランティアとしてお願いしたいことは、やはり危険である、危険であるがゆえに、それを知らせるような方法、大変失礼ですけれども、信号をつけるということは金がかかりますけれども、手前に通学路がありますよ、あとは、あそこは抜け道として使われる、スピードを上げる車が多いということの中では、抜け道対策を考えていかなく

てはいけないのではないか。その辺の対策を町に要望して、私の質問を終わりにしたいと思
います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田でございます。よろしくお願いいたします。

まず東京オリンピックについて、一問一答でお願いいたします。

東京オリンピックに向けた地元組織の設立について。

昨年12月8日に、I O C理事会で2020年東京オリンピックのサーフィン競技会場が一宮町
釣ヶ崎海岸に決定いたしました。町内では、その後どうなっているのか、これからどうする
のかなどのいろんな声をお聞きいたします。また、長生郡市、いすみ市なども連携して地域
の振興を図りたい、オリンピック成功に向けて協力したいという声もたくさん届いておりま
す。オリンピックに向けた町内での組織、また、長生郡市やいすみ市などを入れた組織を設
置するお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

また、2番目として、東京オリンピック決定における機運醸成です。

先般、ようやく役場庁舎と釣ヶ崎海岸入り口に「東京オリンピックサーフィン会場、一宮
町釣ヶ崎海岸に決定、みんなの力ですばらしい大会に」という懸垂幕が設置されました。大
分遅かったと思います。多分何か理由があると思うんですけども、この理由についてもお
伺いしたいと思います。そして、もっとほかの場所にもつけてほしいなど考えております。
特に駅前なんかは、早くなさっていただければと思っております。

また、オリンピック誘致の際、各商店に誘致ポスターを配布いたしました。あのよう
にオリンピック決定後のポスターも早く各商店に配布して、東京オリンピック決定にお
ける機運醸成を図り、一宮町を世界に向けて大いに盛り上げてほしいと思いますが、町
のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 志田議員のご質問にお答えします。

1つ目の、昨年12月8日にI O C国際オリンピック委員会理事会で東京オリンピックのサーフィン競技会場が一宮町釣ヶ崎海岸に発表されるまで、千葉県内でサーフィン競技会場誘致をしていた自治体が複数いたこともあり、千葉県からは何の情報ももらえず、当然、オリンピック組織委員会からも接触はなく、ひたすら会場発表を待つ状態で、何もできない状態でありました。

そういった中、東京オリンピック競技大会開催に向けた費用負担について、仮設施設の整備について、東京都以外の自治体に立地するものは現地自治体と国が負担するという新たなルールが突然提案され、協議ができない状況が続きました。ようやく最近、都知事が施政方針などでコメントを出していますが、現在も本格的な協議はされていない状況です。そのため、オリンピックで何ができるのか、何をしなければならないのかわからないまま現在に至っており、町内及び町外の組織設置は様子を見ておりました。

しかし、いつまでも待っていただけませんので、町は情報共有、連携強化、協力体制の構築等を目的に、町内の関係団体、そして協力いただける近隣市町村との協議会を新年度早々に設置することにいたしました。ご協力のほどよろしく願いいたします。

2つ目の機運醸成の問題でございます。町も志田議員と全く同じ意見で、東京オリンピック決定における機運醸成を早く図りたいと考えておりましたが、オリンピックという言葉からロゴマークまで全て組織委員会が商標登録しており、看板、懸垂幕やポスター等に掲載する言葉、ロゴマーク等、一字一句の使用許可を大会組織委員会から得なければならず、それは厳しく時間もかかり、昨年12月に申請し、1月末にようやく許可が出たのが現状であります。現在、懸垂幕を庁舎と釣ヶ崎海岸入り口に設置し、駅及び小学校上の城山公園に設置予定となっております。

また、町内の各商店にポスターを掲載していただきたいということでございますが、営利を目的とした箇所には掲載許可は出ないということで、今、どういったポスターにするか検討中でございます。早目に何らかの方法を考えますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。本当にみんな、決まったんだったら何でもできるのかなと思っていましたが、いろいろな制約があるということも今お伺いしました。

これは住民の方たちにもその辺の説明をよくしていきたいと思っております。

それと、きのうフェイスブックにて、一宮町の大原洋人君がオーストラリアでのQ S 6000で3位になって、それこそランキングも22位から4位に上がったということで、非常に一宮でオリンピックをやることについてもすばらしい応援ができるんじゃないかなと思っております。本当にこれはとてもいいホットなニュースだと思っております。頑張っ、みんなで世界に一宮ここにありということをアピールしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お互いに頑張りましょう。

では2番目です。一宮保育所の有効活用についてですが、先ほど町長の施政方針にもございましたけれども、4月から一宮保育所が移転し、空き家となりますが、町ではどのような活用を考えていますか。要望したいのは、3区、4区、5区、6区、7-1区、7-2区の方々の集会所です。また、一宮町には資料館がなく、数多くある歴史資料を置く場所も必要です。ぜひそういった場所にはできないものではないかということで質問をさせていただきますが、先ほどいろいろな方たちのお話にありましたが、一宮保育所の早く移転をとすることは、幼稚園児ですから早く移転をですが、これからは活用するに当たっては大人が活用することですので、何とかいろいろと、収益事業はもちろんのことなんですけれども、ぜひ町の方たちの、地域の方たちのいろんな交流の場所にもと考えていただければありがたいと思いますので、もう一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 2番目の質問ですが、一宮保育所の4月以降の活用についてということでございますが、建物は維持費がかかります。東浪見保育所もそういった理由で現在倉庫となっておりますが、一宮保育所については、まちづくり会社に貸し付け、まちづくり会社が地域連携も考慮し、教室やカフェ、オフィスなどにリノベーションし、貸し付けることを計画しています。3区、4区、5区、6区、7-1区、7-2区の方々の集会所などの部屋も用意することは考えております。

ただ、歴史資料を置く場所については、一宮保育所ではなく別に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。私もいろいろ考えて、確かに建物というのは経費がかかります。ですから、ここで少しでも賃料をとということに関しては、やはり賛成せざるを得ませんので、3区、4区、5区、6区、7-1区、7-2区の集会所に関しては、ぜひともこれはやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。渡邊君に申し上げます。質問の途中、昼食のため休憩する場合がございます。前もってご了承願います。

次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。12月議会に引き続き、就学援助の入学準備金についての質問をいたします。

入学準備金は入学前に支給はできないかという問いに対して、12月議会では、今後必要に応じて改正を行い、実施に向けて準備しているとのことでした。また、支給額についての質問では、国の単価表の金額を下回り、小学校2万470円に対し当町は1万9,900円、中学校2万3,550円に対し当町は2万2,900円と、近隣の市町村の支給額をも下回っておりました。また、国会で田村智子の参院文教科学委員会での質問からの実際にかかる入学準備費用の平均を紹介しました。小学校で5万4,540円、中学校では7万8,492円ということでした。実際と乖離があるという状況を文科省もこのとき認めました。これは昨年5月のことです。この2点のことがその後一宮町ではどうなったかをまず質問いたします。

それから、12月議会で支給する際の収入基準についても質問しました。そのときの答弁では、生活保護の基準を1として、1.3倍の収入のある世帯に支給ということでした。長生村では、この1.3倍という基準を支給額の算定方法に応用して新しい支給額を算出しました。要保護の支給額を1.3で割る方法です。要保護の場合、小学生ではYイコール4万600円、これを1で割ると4万600円、それは当然ですが、準要保護の場合は4万600円というのを1.3で割るんです。そうしますと3万1,230円となりました。それから、要保護の中学生では、4万7,400円を1.3で割りますと3万6,460円というのが出ました。この計算方法ですと、多

少ですが金額が引き上がります。これでも実際にかかる費用には及びませんが、これについていかがお考えか認識を伺います。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、就学援助の入学準備金についてお答えさせていただきます。

1点目のその後の改善についてでございますが、1月17日に開催されました教育委員会会議定例会へこの要綱の改正を上程いたしました。それにより可決されたところでございます。

改正の内容でございますが、支給額を国の基準に合わせ、小学生2万470円、中学生2万3,550円にそれぞれ変更するとともに、入学準備金を入学前に支給できるようにしたものでございます。なお、本年度は中学生の入学準備金につきまして、対象者へ先週の3月5日までに支給を行って、既に終わっております。

2点目の支給額の算出基準についてでございますが、当町の支給額は、長生郡内、茂原市含めてほぼ統一された額となっております。この額の基準となっておりますのが、国の就学援助単価であります特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額でございます。

また、長生村におきまして、先ほど申したように独自の方法で入学準備金を算出していることは承知しております。当町では、今後も国の基準に応じた就学援助制度として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 1点目の支給時期につきましては、やっと世の中の流れに乗りつつあるところだと思います。3月上旬ということですが、来年からは2月に支給となることを要望します。また、支給額もやっと国の基準に合わせたといったところで、何とかスタートラインに立てたといったところではないでしょうか。

そこで2点目ですが、国の基準では、実態と乖離しているということを文科省も認めているということは先ほども申し上げました。長生村のほかにも、白子町でも白子町独自の算出方法での増額を検討しているということです。また、昨年10月8日の朝日新聞デジタルに入学準備援助2万円台からの倍額検討、文科省という記事が載りました。国もこういうことを発表しているんです。これについてどうお考えか、ちょっとお話を伺わせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりましたので、答弁をお願いします。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） 今質問ありましたが、現在でございますが、県及び国の動向を注視してまいりたいと考えております。いろんな算出方法がございますが、今後国の制度もいろいろ変わることもございますので、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。要望させていただきます。

準要保護の基準は各自自治体に委ねられているということなんです、その裁量については、ですので、これについては前向きに検討していただきたいと思っております。以上です。

次に、2番の子供の医療費の窓口での自己負担について。一問一答でお願いします。先ほど言うのを忘れて失礼いたしました。

子供の医療費の助成制度について伺います。一宮町では高校3年生まで無料であることはとても評価できることです。しかし、自己負担金が窓口で300円かかります。千葉県内ではゼロ円、200円、300円、500円とさまざまです。そこで、一宮町が300円としている根拠をまず伺います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員の2点目の子供医療費の窓口での負担金についてお答えいたします。

一宮町の子ども医療費助成制度は、現在、高校3年生相当までを対象に実施しております。自己負担額は、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱に基づき、住民税所得割非課税世帯は無料、課税世帯は入院及び通院1回当たり300円としています。なお、調剤に係る費用は無料となっております。

一宮町では、所得制限を廃止し、町独自の事業として助成の対象を高校生に広げるなど、県下でも子供医療に対しては先進的であると自負しております。ただ、対象児童も年々増加している中で、医療費も年々増加しております。この助成事業は、町民皆様の貴重な財源で実施しており、保護者の方が安心してお子さんの医療を受け続けるためにも、容易な受診等のないよう、保護者の方からも自己負担をいただいているところでございます。

今後とも、本事業の継続的な運営にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

児童数、生徒数がふえているということは、これはいいことだと思います。ところで、子供の医療費の窓口、課税世帯の負担をなくしてしまったら、町の負担は幾らぐらいになるのかお答えいただけますか。

○議長（吉野繁徳君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 手元のほうに具体的な数字をそろえておりませんので、後でご報告させていただきます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） この質問に関しては再質問はできませんので、要望でいいですか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

町負担のことについて一つ提案があるんですけども、消費税が8%になったときに地方消費税交付金というのが来ました。これは全額社会保障の財源に充てるものということになっています。それを使って構わないのではないのでしょうか。この資料の5ページにあるんですけども、都道府県に納付された地方消費税の2分の1相当額を各市町村の人口及び従業員数で案分し、交付されるということで、ここに米印のマークがついて、地方消費税の税率引き上げによる増税分は、全額社会保障の財源に充てていまして書かれているんです。この金額が前年度が1億7,000万円となっていますけれども、ここから出せないのでしょうかということで、これは要望です。

長生郡内でも、長柄町や長南町は窓口の自己負担はゼロとなっています。これからもそうした自治体は郡内でもふえ続けることはもう確実なんです。これは時間の問題と思うんですけども、ご答弁の中に、安易な受診がないよという文言がありましたが、子供って医者嫌いが多いのではないのでしょうか。むしろ症状をこじらせてしまったり、周りの人に病気をうつしたり感染させたりすることのほうが私は心配しておりますので、安易な受診というのはちょっと賛成しかねる言葉です。

以上です。要望としてこれは終わらせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 次に進んでもらっていいですか。

○3番（渡邊美枝子君） 次に進みます。次は町の認知症予防対策について伺います。

2015年において介護保険の制度と報酬が改定されました。介護予防要支援1、2への対策は市町村へと移されました。このことについて私は反対でした。今でも反対です。でも、反対しているだけでは安心して高齢化社会を迎えることができませんので、この限られた範囲の中で、どのように介護予防、認知症予防対策についてなされているのか伺いたいと思います。

1番目として、町ではどのような事業を行っているのか。スタッフはどのような人がいるのか、例えば専門家だとかボランティアの人なのか、参加者の人数はどのくらいか。

2番目として、これらの事業は地域包括支援センターと一緒にやっていかなければならないです。基本的なことなんですが、現在人数は足りていますか。地域包括ケアシステムについては、2025年までに完成させるために国が一番力を入れていると聞いているんですけども。

以上2点について伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、認知症予防対策の実施状況についてお答えいたします。

町では、介護予防を目的とし、幾つかの事業を行っております。それぞれの事業に健康運動指導士、音楽療法士、また、一定の研修を受けた介護予防推進員が事業に携わっており、全ての教室において昨年度より参加者がふえている状況です。

まず、元気な高齢者が現状を維持していけるように、保健センター及び東浪見コミュニティセンターにおいては、運動指導士や作業療法士の指導により「けんこう運動教室」を開催しています。この事業は毎回参加者がふえ、多いときでは60人近くの方が参加しています。今年度から両教室の開催回数をふやし、保健センターでは年間36回、東浪見では年間24回開催し、定期的、継続的な運動、交流が図れるよう努めております。

次に、年齢とともに筋力が低下してきた高齢者を対象に「はつらつ教室」を開催しています。この事業は、筋力や口腔、栄養改善を目的とし、歯科衛生士や栄養士の指導のもと、年間63回開催しています。また、平成28年度から新規事業として認知症予防教室を実施し、有

酸素運動や手先の運動、音楽療法等により認知症の予防を目的として、こちらは年間12回開催しています。

そのほかにも、地域の高齢者が気軽にかつ継続的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防推進員が地域に出向き、地域の身近な集会所等でも教室を開催しています。この事業は年々開催地域や開催場所もふえ、1月末現在20カ所以上で開催し、延べ2,000の方が参加しています。

また、認知症の方や在宅で介護している家族が集まり、一人で悩まず、みんなで語り合うことを目的として認知症家族交流会を開催しています。町内の認知症グループホームにおいて、情報公開や介護の相談、施設見学なども行いながら、定期的を開催しています。

このような事業を行いながら、地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員により高齢者の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを引き続き推進してまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

実は2つ目の質問の答弁にちょっと不明なところがありましたので、もう一度お聞きします。地域包括支援センターの人数は足りているのですか。地域包括ケアシステムの仕事はかなり複雑に思えるんです。困ったことが起きたときなどすぐに対応できるのでしょうか。イラストなどで見ていると、本当に大変な事業だと思っているんですけども、それをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 今現在、地域包括支援センターにおいては、国が指導に基づきまして、保健師、そしてケアマネジャー、そして社会福祉士という3名の配置を国のほうで指導がなされております。一宮町においても、一昨年まではケアマネジャーのほうで欠員でございましたが、総合支援事業の開始に向けまして、ケアマネジャーを新たに配置しまして、今までのいろいろ病院のほうでケアマネジャーをやった実際の知識を生かして3名で対応しております。今現在のところは、社会福祉協議会のほうでの総合支援事業に対する委託等も行いまして、体制的には今の体制で支援できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでございます。

答弁が終わりましたので再質問できません。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

ご答弁ありがとうございました。地域包括支援センターのお仕事は本当に大変だと思います。

それから要望なんですけど、2月18日の朝日新聞の朝刊に、改正道路交通法で医師の診断が義務づけられる人が一気にふえるという記事があったんです。医師不足で医療体制の整備が進まない、一般の人を含む患者の診断、治療がおくれるおそれがあるということでした。この記事を読んで予防の大切さを改めて思ったんですけども、新規事業の認知症予防教室ですが、初期症状のうちにプロがかかわることが大切なんですけれども、本当に大切な事業ですので、ぜひこのまま続けてください。

それから、認知症家族交流会もとても大切だと思っております。実は私も、7年前に困ったことがあってここに駆け込んだことがあるんです。家族が認知症になりますと、一言では言いあらわせないほど落ち込むことがあるんです。こればかりは経験者でないとわからないことです。経験者同士であれば心を開いて話すこともできます。また、経験者同士でないと話せないこともたくさんありますので、ご家族に寄り添う事業は充実させていかなければならないと思います。これはぜひこのままよろしく願います。

けんこう運動教室は参加者がふえているということは、これは周知の徹底がされて、住民に浸透しつつある結果であると思います。また、それだけではなく、高齢者の人口もふえたということもあるかと思えます。要支援1、2の方でも初期の認知症の可能性はあると聞きます。家族も昼間働いていると気がつかないということもあるんです。これは私の経験もそうでした。昔からこういう性格だったからと軽く考えて、そのまま見過ごして考えがちなんですけれども、ですから専門家がかかわってくれることはとても大切なことだと思います。

はつらつ教室は、筋力が低下した方が対象ということですが、これも体が弱っていますけれども、出てきていただけないことにはどうにもならないことなんです。そのために問題なのは周知の徹底と足の確保です。地域に出向いて開催する教室もふえているということです。ですので、これも取り組んでいただきたいと思えます。足の確保としては、一宮町にはここにサービスがあり、利用者がたくさんおられるということなので、これも充実させ、この制度はずっと続けていっていただきたいと思えます。

予防教室、それからそれに付随する事業の大切、それについてはもう言うまでもありません。ですので、これはぜひこのまま充実させて続けていただくことを要望して、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時01分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇ 藤井幸恵君

○議長（吉野繁徳君） 1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。質問は大きく2つありますので、一問一答でお願いいたします。

まず1つ目、子ども・子育て支援に関する予算についてです。

12月議会において、保育所民営化に伴い負担軽減が約6,500万円で、それらは新たな子育て支援政策に生かしていくとの答弁がありました。平成29年度予算での新たな子ども・子育て支援策について、金額とともに詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤井議員の子ども・子育て支援に関する予算についてご説明いたします。

まず、前回12月にお示しした民営化による効果およそ6,500万円ですが、3カ所の施設に係る維持管理費から、今後、原保育所1カ所になる人件費を含めた運営費の減少額を試算しまして、平成44年に達成する想定額をお示ししたものであります。しかしその後、公立、私立ともに保育サービスの向上に向けての施策が具体化しまして、再計算を行ったところ、2,500万円程度となる見込みです。なお、この軽減額全てが、今後毎年子育て支援に使うこ

ととなるのではなく、時には見込み額以上に子育て支援に予算措置をする場合や、緊急な他の分野の施設改修費用などが発生すれば、当然そちらに予算措置をすることもございます。

平成29年度時点における運営費の状況についてですが、非常勤保育士の私立への移行による減少はございますが、新設私立こども園への運営補助等の増加や町内公立・私立の各施設の保育サービスの整備を図ったところ、前年度と比べ、およそ4,000万円の負担増となっております。

平成29年度予算の内容ですが、民営化による効果を前倒しし、昨年度から第3子以降の保育料の無料化を実施しており、今年度も継続いたします。影響額はおよそ1,000万円と見ています。さらに、原保育所を町の子育て支援拠点とするため、国の基準を上回る職員の配置も行っております。また、私立保育園やこども園が実施する保育所入所前のご家庭に向けた一時保育や子育て支援事業の充実のため、1,000万円の事業補助金のほか、保育所の延長保育の実施や環境改善のため1,600万円を計上しました。

そのほか、少子化対策として、高額な不妊治療費に対し、国・県の助成に上乗せして費用負担を行う特定不妊治療助成に100万円を計上してございます。

このように、本議会に子育て支援のための予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。最終的には、民営化してよかったとだけいただけるような民営化による財政効果以上の施策を広く子供たちのために展開してまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ただいま答弁が終わりました。再質問。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。再質問いたします。

一連の保育所整備事業が一段落したことで、町の子育て支援環境も今まで以上に充実したものとなりました。平成29年度予算案では、学校教育に対しての新規事業も多く含み、子供の健やかな育ち、子育てを町や地域で応援していこうとの前向きなメッセージが伝わってきます。

平成27年度の合計特殊出生率が、一宮町は県内で1位になったとのうれしいニュースもありますが、この状況に甘んじることなく、子育てしやすいまちづくりに向けて、さらなる施策を戦略的に打ち出していく必要があると思います。

そこで、馬淵町長の子ども・子育て支援に関してのお考え、次に取り組むべき課題、今後、

町はどのような子育て、親育ちの支援を行っていくのか。また、町長の施政方針と重複する箇所もありますが、学校教育に関しての新規事業も含め、具体的にお聞かせください。

○議長（吉野繁徳君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、今後取り組むべき事業として、私が現在のところで考えているところでは、就学前のお子様方につきましては、屋内外で遊ぶことができ、そして多世代の方々とも交流できるような施設を今後確保していく必要があるというふうに考えております。また、公園についてのご要望もたくさんいただいております、これも年齢幅をいろいろ考えながら、多様なニーズに応えていけることを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

また、就学期のお子様方につきましては、全体としては次のようなことを考えております。まずは、児童生徒の皆様の学習環境の改善を図っていきたいと思っております。ハード関係では、校舎の改修なども含めて環境整備を引き続いて行っていきたいと思っております。またソフト関係では、平穏で安定した学習環境の確保に引き続いて努力をしてまいりたいと思っております。特に、地域の皆様との協力関係をこれまで以上に強化する方針で臨んでいきたいと思っております。

2つ目に、学習内容に関してでございますけれども、今後の日本あるいは世界全体の動向をにらんだ増進を図っていきたいと思っております。今回の予算にも少し反映させていただきましたが、アクティブラーニングの教育方法の提起、あるいはプログラミング教育、あるいはICT教育などの導入といった形、これらはいずれも2020年以降の文科省の学習指導要領改訂の基本方針でございます。そうした今後の日本の進むべき方向を見越した施策を、本町ではさまざまな条件がございますので、恵まれた条件を生かして前倒しする形で行っていききたいというふうに思っております。

外国語教育の強化・充実というのは、これは実際に受講された方々に大変大きな、生涯にわたっての実際効果差を差し上げることになります。そういった意味で、地域にとっても大変大きな波及効果があると思っておりますので、系統的に行っていきたいというふうに思っております。

また、児童生徒の皆様の通学の安全の確保にこれまで以上に努めていきたいと思っております。現在の通学路のルートには、先ほどの袴田議員のご質問にもございましたとおり、場

所によっては交通量なども多くて危険を感じる場所もあると、そういうところが残されているということで、保護者の方々からお声が上がっております。こうした声を踏まえながら、安全な通学路環境の確保に全力で努めてまいりたいと思います。また、誘拐などの不測の犯罪、こういったものに巻き込まれる危険を低減する目的の施策を、平成29年度には実施に向けて検討をいたしております。こういったことを系統的に行いまして、引き続いて通学時の安全確保に最高度の優先順位を設定して進んでいきたいと思っております。

また、図書館などについては、多様なお子様方からご高齢の方まで、いろいろご要望いただいておりますのですが、町内の空き店舗を活用した事業、あるいは大学との連携による事業なども今後考えていきたいというふうに思っております。

また、2つ目でございますけれども、平成29年度の予算案の中での学校教育の関係の施策でございますが、そちらにつきましては、新たに小中学校へのエアコンの設置をさせていただきます。これは積年の課題でございますが、エアコンはやはり良好な学習環境の確保に必要だと考えて、これを支出させていただきたいと存じております。

それから、英語検定受検料の補助金を計上しております。これも、英語検定、なかなか試験を受けるというのはハードルが高いものもございまして、学習意欲の喚起につながると考えまして、これを計上しております。

あと、先ほど申し上げましたアクティブラーニング、これは主体的な学びということでございます。受け身ではなくて能動的に学ぶといった、そうした学習方針、これの導入の準備事業122万円。また、学童保育につきまして、学校においてこれをさらに充実させていくために1,922万円。それから、サタデースクールの中学生の数学の授業への拡充といったような、そういった支援に係る予算、こういったものを計上させていただきました。

今後とも、町の子供さん方のために、就学前のお子様方も、そしてまた就学後のお子様方も、皆様に喜んでいただけますような、また将来にわたって、伸び伸びとそれぞれの能力を伸ばしていただけるような環境を整えるということのために、さまざまな施策を検討してまいります。どうぞご期待いただくとともに、ぜひともお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。最後に一言だけ。

答弁ありがとうございました。子供の健やかな育ちには、その場、そのときだけでの点による支援ではなく、切れ目ない線や面での支援が大切だと考えます。時には一つの課にとどまらず、複数の課にまたがっての連携や協力が必要不可欠でしょう。幸いにも、現在の町の子供に関するニュースや数字は、近隣の市町村と比較しても大変恵まれた状況にあります。しかしながら、日本全体が人口縮小、少子高齢化の流れにある中、現状を維持していくだけでも今以上の努力を要するというのは誰でもわかることです。行政の責任において、町の宝、未来をつくる子供たちに対して、ふるさとを誇れるまちづくり、魅力ある子育て支援を今後も行っていくってほしいということを強く要望して、この質問を終わります。

続きまして、次の質問に移ります。2点目、新たな住民協働についてお伺いいたします。

6月議会において、町民提案事業廃止に伴い、それにかわる新たな住民協働の事業を行うとの答弁がありました。平成29年度、その新たな住民協働事業について、予算とともに詳細な説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤井議員のご質問にお答えします。

町民提案事業の目的は、社会貢献的な団体を育てるということでありました。しかし、ここ1年、新団体による新事業も提案されていないこともありまして、29年度の事業をもって町民提案事業をなくすことといたしました。それにかわる新たな住民協働事業として、29年度に100人委員会を設置したいと考えております。

未来のまちづくりのために必要なことは数え切れないほどあると思います。これをやりたいと町がリーダーシップをとることも必要、一方、町民の皆様のやりたいことに応える取り組みも必要と考えます。どうすれば双方のバランスがとれた政策ができるか、そう考えて行き着いたのが町民参画型のプロジェクトチーム100人委員会です。一宮町の未来づくりに必要なテーマを設定し、いつまでに何をしていくのか、熱く議論をし、実行していきます。

オリンピック成功のために、一宮町の観光の振興のためになど、好きなテーマに参加してもらえればいいと思います。町民の皆様と問題意識や温度感を共有することが大切です。行政と町民が役割分担しながら実現に向かう、そんな新しい取り組み、100人委員会を実行したいと思います。なお予算は計上していません。当面はゼロ予算と考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。再質問いたします。

大変魅力あるプロジェクトだと思います。ですが、実現実行できなければただの夢物語です。住民の皆さんのやりたいことに応える取り組みとのことですが、それを踏まえて5つのことを再質問いたします。

1、100人委員会設置、開催における具体的なスケジュール。

2、そこで出された意見や提案を取りまとめ、実現実行するまでの具体的なスケジュール。

3、メンバー構成はどう考えているのか。行政と住民だけなのか、有識者、関係者は交えないのか。現状と課題をしっかりと認識、共有なされなければ、せっかく考えていただいたプランも現実なものとなりません。

4、町民提案事業は、それぞれの団体が事業遂行のための責を負い、実現実行をするものでした。100人委員会が言いつ放し、人にやらせつ放し、任せつ放しにならないために、どのように町はかかわっていくお考えですか。

5、これがまちづくり推進団体を廃止してまでやりたかったことですか。まちづくり推進団体を廃止せずとも、100人委員会での協力団体、力強い支援者として、これからも生かすほうへなぜお考えにならなかったのですか。

以上5点、お答えください。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員のご質問にお答えをいたします。

まず①でございますけれども、具体的なスケジュールということではありますが、新年度から広報等で公募し、遅くとも秋ごろまでには設置をしたいと考えております。現在、担当課で先行例を収集して、我が町にふさわしいフォーマットを検討するように指示を出してあります。

2つ目、ここで出された意見や提案を取りまとめ、実現実行するまでの具体的なスケジュールはいかがでしょうかということではありますが、私の今の考えでは、オリンピックというものが当面の一つの課題になるかと思っております。大きくは主にオリンピック成功。そしてそのオリンピックを一つの契機として、そのオリンピックの後も、よりよい町にするに

はどうしたらいいのかと。オリンピックを一つの節目として、さらにその先まで展望するという形で、この委員会で議論をお願いしたいと考えております。

29年度は助走、30年度と31年度に、そこでまとめられたプランを少しずつ実施していただいて、そしてオリンピックの年には、外からお迎えする皆様をおもてなしする面でも、この委員会の皆様にお力添えをお願いしたいと思っております。

3番目のメンバー構成についてでございますけれども、現在の段階では行政と住民で考えております。地元の課題を地元の視線で、まずどこまで取り上げられるか。行政の担当者は、行政の手続あるいは法規には基本的に通暁しておりますので、住民の具体的なお話を受けながら現実的な枠組みの中に落とししていく、それだけの力量を有していると存じますので、当面は行政と住民の形で考えております。しかし、これにつきましては今後こちらで、おっしゃっていただいているような有識者の方、町の外からお願いするという可能性も、またこの委員会の中で議論していただく中で採用されれば、大いにあり得ることではないかと思っております。

4つ目の、言いつ放し、やらせつ放し、任せつ放しにならないように、どのように町がかかわるかということでございますけれども、議論をリードし、一つの実行できる形にさまざまな項目をまとめていく、そうしたプロセスに町がかかわっていければというふうに考えております。当初より実行まで射程に入れるということ、その実行の段階もお手伝いをお願いしますということで、それを前提にこの組織を立ち上げていきたいというふうに考えております。事業の最終的な責任は担当課にございますけれども、最も最終的には、町長がこれを全体として統括していく責任があると考えます。

⑤でございますけれども、まちづくり推進団体の廃止とこの100人委員会は、私の中では連動するものではございません。100人委員会におきましては、私の考えでは、幅広く、お一人でも多くの町民の方々にご参加いただきたいというふうに考えております。残念ながら、まちづくり推進団体の形の中では、ある程度の広がりはございましたけれども、ここ数年間、ある種の拡大停止という状態にもございましたので、私としては、これとは全く違うんですけれども、100人委員会ということで、広範な幅広い皆様のご参加を促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。最後に一言言わせてください。

答弁ありがとうございました。当面はゼロ予算とのことなので、何がどれだけ形になるのか、実際に実現するものなのか、現在は皆目見当もつきませんが、せつかくのプロジェクトですので、ぜひよいものにしていただきたいと思います。

住民協働に当たっては情報公開が大前提です。あやふやな情報、ごく一部の情報のもとでは、現実に即したよいプランとはなりません。そして、個人個人のさまざまな意見を反映し、取りまとめるのは、並大抵のことではありません。それを町が担う、町長はおっしゃいました。住民協働の事業です。行政がすべき役割、責任はきちんと果たしていただきたい。そして、やると言われたからには最後までやり遂げてください。責任を伴わない言葉はおのずと軽くなります。その軽い言葉で語られたさまざまな事柄は、まるで存在自体も軽く扱われているようでとても悲しくなります。

それは、この100人委員会に参画される住民の皆さんにも同じことが言えます。言うは易し、行うは難しです。行政はもちろんのこと、住民の皆さんにもその覚悟を持って参画してほしい。そうでなければ、ただの言いっ放し、やらせっ放し、任せっ放しの無責任なプロジェクトに成り下がってしまいます。公募の際はそのあたりも含め、双方十分にお考えいただきたいと思います。

返す返すも、まちづくり推進団体を廃止することは残念でなりません。町民提案事業については、財源であった町長の報酬カットの廃止に伴い、なくなってしまうものですが、まちづくり推進団体については廃止する必要がありません。むしろ、オリンピックを控え、今後ますます住民の皆さんの理解や支援が必要なきにありながら、なぜまちづくりに協力的な団体を廃止するのでしょうか。

折しも広報いちのみや12月号の中で、馬淵町長のコラムの中では、従来の公として機能している組織の停滞について語られています。新たにできたサークル的なグループにも、公としての自覚と責任を担ってもらえることが課題とありますが、町長、言っていることとやっていることが矛盾していませんか。今後新しくまちづくりに熱意ある志を持った団体が生まれたとき、何を足がかりとして、どこを目指していけばいいのか、その手だてを、道筋を、町長はみずからの手で閉ざしてしまったのですよ。

主体性を持ち、自主的な活動を続けてきたまちづくり推進団体、公開プレゼンテーションの後、町から採択、予算の決定というプロセスを経ることにより、事業の透明性が保たれた各団体、責任を持って遂行してきた町民提案事業、どちらも一宮町のまちづくりにとって欠

かせないものでした。それを廃止してしまう愚かさに何の言葉もありません。ただただ残念です。

以上です。

(「議長、意見を」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 意見ですか。意見だそうなのです。

○町長(馬淵昌也君) 私は決して、民間で皆様が自発的にさまざまな活動をされることに対して異論を唱えるところはありません。まちづくり団体という、町がオーソライズする、そういった枠組みというものが、一定の限界性を唱えているという私の認識に基づいて、これは解除するものでございますけれども、皆様が民間の立場で、存分に町の中でさまざまな活動を、公益性のある活動を展開していただけることは、私としては大変ありがたく存ずる次第でございます。個々の活動につきましては、十二分に、私どもも一緒させていただき、そういった用意がございますので、そのあたりはひとつお含みおきいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 正 満 君

○議長(吉野繁徳君) 次に、2番、小林正満君の一般質問を行います。

2番、小林正満君。

○2番(小林正満君) 2番、小林です。

防災・災害時の避難対策について伺います。

1、あの痛ましい3.11東日本大震災から、この3月で6年となります。この地震により、場所によっては波高10メートル以上、最大遡上40.1メートルもの巨大な津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害が発生しました。

町では、平成26年3月の定例議会では、避難道路整備の質問への答えでは、東日本大震災を教訓に津波災害は重大な課題となっており、災害に強いまちづくりを目指すため都市計画の見直しを進めている。見直しでは都市計画マスタープランの策定が必要であり、この中で、避難路は特定しないが、東西方向の幹線道路について、津波から逃げやすい機能を備えた整備拡充を推進することを盛り込む予定で検討している、これが町の答えでした。

心地よい暮らしと文化が息づく町を目指して一宮町都市・まちづくりプランが作成されていますが、この中で、一宮地域まちづくりの方針図で示されている避難路拡充とあります。

一宮町船頭給地先、町道1-7号線にある一宮町で一番老朽化の進んだ橋があります。東西の避難路で幹線道路ではないでしょうか。すぐに直していただきたいと過去に質問しましたが、まだ通行どめに至らないという答えでした。早急に橋の安全を担保していただきたい。また、海岸の人たちが、川沿いの人たちが、安全に避難できるように、津波災害時などに対する町民の安心・安全を第一に考え、確実に整備すべきと考える。

2、お隣の長生村の避難山2カ所は、1年半ほど前に完成をし、避難タワーまでも完成しています。一宮町区長会でも何度か視察に行ったことがあると聞いております。また先般、議員研修で静岡県袋井市を訪問しました。市民の安全を、命を守る避難山4カ所、地元ではこれを命の山といった名称で呼ばれていました。

北部地区の避難場所は隣村の八積小学校となっています。余りにも遠くありませんか。一宮町北部地区は地盤高が非常に低い場所であります。天道跨線橋通りは海拔1.1メートルほど、中瀬通りのコンビニ付近では海拔1メートル、船頭給公民館では海拔1.6メートルと、低い土地に住まわれている方の命を守るために、早急に避難山の設置を進めるべきである。

3、前に一般質問しましたが、平成25年8月から平成27年7月までの約2年間、近隣で粉じん問題で、町営グラウンドがドクターヘリポートの使用をとめていましたことは、町でも承知していたと思いますが、そのときに、大事故が起きドクターヘリ要請をして、東浪見小学校では運動会準備のため使用できず、町営グラウンドも使用できず、一宮町東浪見から遠く隣の長生村の昔の八積職業訓練校跡を使用したと聞いております。一分一秒を争うことで、隣村では、町民の安心のため専用のヘリポート設置を望みます。

4、町の公立保育所は海に近く、避難場所指定は町役場で非常に距離があり、子供たちが全員避難するには余りにも距離があり過ぎませんか。子供たちが安全に避難できるか不安でなりません。かわいい子供たちのために、保育所付近の住民、足の悪い人、高齢者、車椅子の人も利用できる安全・安心の避難山の設置を考えるべきである。

5、今後、一宮川周辺の居住者、移住者への安全対策として、新築する際、盛り土工事の補助金を設置してはどうか。

以上、5点について伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） ただいまの質問にお答えします。

避難路及び避難山の整備についてですが、用地買収や建設費などを考慮しますと、まだまだ時間がかかる問題と認識しております。したがって、引き続き検討はしていきますが、同時に津波避難訓練等を通じ、自宅から避難所への複数の経路を確認していただくことや、津波ハザードマップの空白域までいち早くたどり着くことを考えていただくなど、今後も訓練や広報等により、防災意識の向上、自助・共助・公助の重要性を認識していただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、ドクターヘリのヘリポートにつきましては、現在、野球場のほか、町立の小中学校、合計4カ所を指定しておりますが、数が多いにこしたことはありません。それには、ドクターヘリの運航基準に照らし合わせた上で、ヘリコプターと救急車両の両方が適当と認める場所という条件が必要になると思われまますので、広域消防とも協議した上で、ヘリポートとなり得る土地を積極的に探していきたいと思ひます。

質問の趣旨が専用のヘリポートということですが、広域消防に配備されているはしご車と同様、人命にかかわることなので、費用対効果の問題にはならないと思ひますが、単独でつくるとなるとちゅうちょせざるを得ません。

次に、原保育所の近くに避難山を設置することが望ましいとのことですが、津波ハザードマップをごらんいただきますとわかりますが、原保育所のすぐ西側は、すぐに広い空白域がありますので、そちらの方向に避難していただくほうがより安全策と考え、既に保育所長に指示してございます。この避難山の建設につきましても多額の費用がかかりますので、議論の余地が十分あると考えております。

一宮川周辺の居住者への今後の安全対策として、新築をする際、盛り土工事の補助金を設置してはどうかというご質問ですが、一宮川付近や海岸沿いは、災害面からすると危険地帯ということは誰が見てもわかるはずです。よって、町内での移転を促すという考えに立てばよい方策かもしれませんが、同じ場所では難しいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

私が質問した5点、町長、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、小林正満君の一般質問を終わります。

◇ 畑 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、・畑場博敏君の一般質問を行います。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 日本共産党の畑場でございます。3点の質問をいたします。

第1点目は農業振興策についてです。

農業は、消費者に安全・安心な食料を供給し、みずからもそのことによって生計が成り立つ産業でなければならないと思っております。そのために農業者も努力をいたしますが、努力だけではどうにもならない阻害因子を取り除いていくために農政があるとも考えております。

農業振興は、大きく土づくり、人づくり、道づくりが重要であり、これまでも農政の課題について質問をしてまいりました。町の農家の9割以上が稲作営農に取り組んでおり、ここ5年以上にわたって生産費割れの低米価が続いています。対策については、政府の農政や県政上での農業振興予算が大きくかかわってまいります。国の農政では、食料主権、食料安保の立場に立った対応が強く求められております。

千葉県政でも、県の農業生産額は全国4位、4,151億円であるのに対して、県の農業予算は、県予算総額1兆6,143億円の2.6%、426億円であります。全国5位までの農業生産額を上げている自治体の中で破格に低い数字であります。ちなみに1位の北海道は1,675億円、これは総予算に占める割合6.2%、2位の茨城県は同じく6.2%、3位の鹿児島県は9.3%、5位の宮崎県は10.1%ですから、上位5道県の中でも最低であります。平均が5.8%になりますから、この平均比率で予算づけをすれば、千葉県の場合には936億円、2.2倍の農水予算が必要になり、この予算が確保できれば、遊休農地対策や後継者支援拡充制度、低米価の価格補填対策などを行えます。農産物の価格保障制度や農機具購入補助など、農家の声に即した農業振興策が実現できます。

生産費割れの低米価対策について、農家の個別所得補償制度が平成26年度より経営所得安定対策に変わり、直接支払交付金も半減の10アール当たり7,500円になり、これも29年度いっぱい廃止されます。政府は飼料用米を勧めておりますが、米価は1キロ10円、1俵600円あります。これに各種補助金を組み合わせて主食用米と同程度になるように設定されております。

昨年、この飼料用米がジャンボタニシの食害に遭い、大被害を受けた例、あるいは長雨による穂発芽が発生し、コンバイン保護から収穫を諦めてしまった例などを聞きましたが、稲

作の農業共済に入っているにもかかわらず、米の収穫量、この減収分の補填ということであるために、共済金は経営立て直しの何の役にも立たないと、こう言って嘆いておりました。

直接支払交付金など所得補償制度なり価格保障制度など復活をさせていただかないと、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済に及ぼす問題でもますます困難にしてしまう、このようなことは明らかであります。当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させることを国に強く要求してください。

ジャンボタニシ対策について伺います。

町や農協から、冬場の水田の耕うん等で駆除をする指導のチラシ等を配られております。一定の効果はあると思いますが、水路等に残ったジャンボタニシや小さいタニシ等は、土と一緒に耕うんのときにも移動してしまっていて、春先の繁殖力を見ても追いつかない、こういった状況であります。

昨年、日本共産党の斉藤和子衆議院議員に一宮町の被害田を視察していただきました。早速全国調査も行い、11月22日の衆議院農水委員会で政府の対策を求めていただきました。山本農水大臣、あの真っ赤でグロテスクな卵の写真などを見て、被害がこんなに広がっているのかと驚いていたということを伺いました。農水省として引き続き都道府県と連携しつつ、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシのことでありますけれども、この防除対策にさらに一層取り組んでいきたい、こう答えております。

斉藤議員は、平成27年11月2日の指定有害動植物の見直しの検討会、ここでジャンボタニシを指定有害動植物の候補に加えるようにと要求し、これに対し農水省は、移動性が乏しい、そして発生地域も限定的だから指定有害動植物にはなじまない、こう答弁をしておりましたが、斉藤議員がさらに、これだけ被害が拡大していて限定的との認識は改めるべきです、こう追及をし、山本農水大臣は、被害がこれほど広範囲に拡大していることを踏まえて、今後ともスクミリンゴガイの発生動向を注視しつつ、なお適切に検討を重ねていきたい、このように答弁をいただいております。斉藤議員は、これ以上被害を拡大させないこと、そして今被害に遭っているところに適切な支援をとっていただきたいと重ねて要求をいたしました。このように、国会では有害動植物に指定されるかどうかの、今、綱引きの状態が生まれております。

この有害動植物に指定されると、植物防疫法の規定に入ります。この23条では、国が発生予察を行い、これは病害虫の発生状況や、気象、作物の生育状況の調査を行い、その後、病害虫の発生を予測し、その情報を農業関係者に提供します。さらに、この予察によ

って防除が必要だと考えられるときには、国が防除基本計画大綱を定め、都道府県に対して大綱に基づき防除計画を定めるよう指示を出します。これが24条にうたわれております。この計画にのっとり、地方公共団体、農業者、農協が防除をすることになります。

また、この防除に必要な薬剤や器具を地方公共団体や農業者、農協が購入する場合には、国が購入費用の半分以上を補助します。こういう規定もございます。これは25条で決められております。また、購入しない場合には、国が地方公共団体や農業者、農協に対して薬剤を譲与もしくは時価より低い価格で譲渡して、器具は無償で貸し付けることになっております。これが26条でうたわれております。

このように、指定を受けることができれば、国の指導のもとに本格的な防除が財政的援助も受けながら実施されます。引き続き県・国に対策を強く要求していただきたいと思っております。

農業振興上の阻害要因のもう一つは、農産物の貿易自由化問題です。アメリカのトランプ政権の誕生により、TPP以上の2国間協定が求められようとしております。これが進めばTPP以上の農業阻害要因となってしまいます。そこで、政府に農業者の立場に立った交渉を強く求めていただきたい。政府は、相互の経済主権を尊重した対等・平等の貿易と投資のルールづくりに進むよう、現場の声を上げていただきたいと思っております。

以上の地域からの声を発信することを強く求めたいと思っております。この件についての見解を伺いたいと思っております。

2点目の質問は、津波防災対策でございます。

東日本大震災の津波を受けて、県は津波防災堤を海岸につくっております。東浪見の南川尻河口は、そういう中でも開いたままであります。昨年9月議会の鶴沢一男議員の質問で、河床しゅんせつを平成29年度に行いたい旨の答弁でありました。新年度予算書を見ますとその予算が計上されており、一歩前進だと言えます。

しかし、河口から海までが直線的につながっており、距離も近いことから、冬場、一旦海が荒れると、せっかくのしゅんせつ効果も半減をしてしまう、こういった現状です。3.11の津波では、大村町宮住宅などが床上浸水の被害も受けており、河口に水門等で防げる施設が必要であります。

鶴沢議員への答弁では、南川尻川は準用河川であり、対策に係る費用は町の負担であり、莫大な費用が予想されるので検討に時間をいただきたい、避難面等のソフト面も含めて対策を考えたいとの答弁がありました。ざっくばらんに言えば、お金がかかり過ぎること、メンテナンスの費用も大変なので、津波のときはそれぞれ逃げてくれ、こういう答弁ではないか

というふうに思いました。しかし現状では、しゅんせつ効果も避難マニュアルもなく、大変心配であります。

千葉県は2016年5月に、千葉県北西部直下地震の被害想定とともに、房総半島東方沖日本海溝沿いの地震、この被害想定を公表しました。これは、津波地震と言われる延宝地震タイプの地震について、政府地震調査委員会が30年以内の発生確率7%としたことを受けてのものと思われまます。想定している地震は、いすみ市南東約75キロ、深さ25キロメートルで、マグニチュード8.2、陸上での震度は5程度で、津波の到達時間は15分以内、最大津波は銚子で8.8メートル、8割の住民が避難しなかった場合の被害死者数、勝浦で2,100名、御宿1,200名、いすみ市710名など、5,600名の死者、建物全壊2,900棟、半壊6,700棟の被害想定であります。

ここで問題なのは、津波到達まで15分以内ということですから、緊急地震速報が防災無線で流れても余裕がありません。これは私事ですが、ここで言われている延宝地震、江戸時代の前期でありますけれども、1677年、延宝5年10月9日、津波は夜7時から9時ごろに起きたそうであります。うちでも当時、海から100メートルぐらいのところに母屋がありました。我が家の過去帳を見ると、延宝5年10月9日に、お婆さんと思われる人を含めて3人が亡くなっております。若い人は家のほりにつかまり、流されたが助かったと、こういうふうに伝え聞いております。

当時の農家の家はわら屋根で、当然、江戸時代前期ですから電気もありません。真っ暗な中で、そういう中の津波ですから大変だったというふうに考えます。当時のことを、小安家の古文書によれば、家が52軒潰れ、男、女、子供、137名死す。牛馬26頭死す。その際、身を痛めた者が十四、五名いて、30日以内に死去した。150名余りが死去、このように記載された古文書が残っております。これは上総一宮郷土史研究会発行の「ふるさと」に小安家古文書として残っております。

いずれにしても、地震が夜起こった場合、15分ではほとんど何もできないのではないかと、いうふうに思います。あらゆる関係機関の知恵もかりて、補助事業も検討し、対策を求めたいと思っておりますけれども、答弁をよろしく願いいたします。

3点目の質問は、国保問題についてであります。

平成30年度国保都道府県単位化が予定されております。平成29年度はその準備の年であり、次年度の保険税の税率など、具体的な住民の暮らしに直接関係する事項が決められてまいります。住民に不利益が起きないように、新制度移行の中で、住民福祉向上の立場に立った県の

国保運営方針になるように町の意見を述べていただきたい、このように思いますけれども、町の基本的な考え方を伺うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ただいま質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、畑場議員の1点目の質問についてお答えいたします。

まず、農業者戸別所得補償制度でございますが、ご質問のとおり、平成25年度までは、米については生産数量目標に従って生産した販売農業者等を対象に10アール当たり1万5,000円が交付され、経営継続を支援してきました。しかし、その制度は平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられました。さらには、平成30年産米からはこの交付金も廃止されることが決まっています。

これは、国が推進する4つの改革に基づくものであり、米依存からの脱却に向けた構造改革の推進として、生産性の向上・ブランド化、次に担い手への農地集積・規模拡大として農地中間管理機構による集積促進、そして、水田フル活用等の推進として飼料用米の生産・流通・供給支援、そして最後に農地保全としての日本型直接支払制度などとなります。

このような中、今後、町の施策といたしましては、国策で進めております平成29年産米以降も継続される水田活用の直接交付金、いわゆる飼料用米などの転作助成金の活用、多面的機能支払いによる農地保全の推進、そして認定農業者などの担い手の育成強化に努めることがまずは重要と考えております。

次に、ジャンボタニシ対策でございますが、現在、農協などを通じ被害防止の啓蒙を行っており、引き続き注意喚起をしてまいりたいと考えております。

また、ご質問にある有害動植物の指定につきましては、今後、国の動向を注視し、適宜対応してまいりたいと考えております。

最後に、アメリカとの2国間協議、いわゆるFTA問題でございますが、現在、郡町村会にて、TPP問題だけではなく、FTA問題も含めた地域農業者への対策についての要望を行う予定でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目のご質問にお答えいたします。

この問題は、昨年の9月議会で答弁いたしました。内容は同じようになりますが、南川尻川は準用河川に指定してあり、これは町の管理の川であります。したがって、改修等全て町の事業となっております。

ご質問のとおり、南川尻川の河口の形状は気象条件等によって日々変わっており、砂が堆積したり侵食されたりを繰り返しています。津波災害対策としては、水門を設置し、ポンプ等による強制排水が考えられますが、このような工法にしても砂の堆積自体は防げず、その上、設置には莫大な費用が発生します。また、設置した後はメンテナンスや修繕に当然のことながら費用がかかり、この費用に対する補助金は通常ありません。

このように多くの課題がありますが、町といたしましては、避難誘導などのソフト面を含め、今後、河川部局だけではなく、防災部局などを含めた関係機関と費用負担も含めた協議をし、より現実的な防災対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、私から3点目の国保問題についてお答えいたします。

お話しのとおり、平成30年度から都道府県単位の広域化が始まります。この制度改革の内容は、都道府県が財政運営の責任主体となることで、安定的な財政基盤を構築することにあります。その第一歩として、県は国保運営方針を定め、広域化を推し進めることとなります。

今年度においても、広域化に向けた連携会議が数回にわたり開催され、各市町村への意見聴取等がとり行われております。その中でも、県に納めることになる納付金については、特に慎重な審議がなされているところであります。

この納付金は、市町村ごとの医療費や所得水準、収納率等により設定される見通しで、現在、県で試算を行っている段階でございます。具体的な公表時期は示されておりませんが、各市町村から、平成30年度の予算編成までには提示すべきという声が上がっておりますので、このため、試算結果が出次第、議論がなされ、予算編成に間に合うようスケジュール調整されるものと思われま。もちろん、この試算結果を見て、町としても、県負担の増額要望など国保税の抑制に努力していきたいと考えております。

しかしながら、国保の抱える構造的な問題は今回の広域化で解決するわけではありません。今後もふえる見込みの医療費の増加は、国や県のさらなる財政支援が必要不可欠であり、根本的な問題解決に向け、各市町村と連携し、国・県へと要望を引き続き行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ただいま答弁が終わりました。再質問ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 再質問をいたします。

最初に農業振興の問題でありますけれども、答弁と質問が余りかみ合っていない部分もありますけれども、飼料用米一辺倒の推進だけでは低米価はとめられません。米依存からの脱却に向けた構造改革の推進として、生産性の向上、またブランド化の努力も必要でありますけれども、価格の保障の見通しが立たなければ、担い手への農地集積を進めていっても、規模拡大を推奨しても、成功しないでしょう。今、焦眉の課題は、後継者や新規就農者が生まれるように、生産費の償える割の合う農業にすることにあります。

現在の町の就農者の平均年齢は65歳前後であります。この状況を考えれば一刻の猶予もありません。幸い、国への要望書も郡内町村で合意されているとのことですので、要望時に具体的に事例を挙げて現状を訴えていただきたい、こうと思いますが、このことについて答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、津波対策の問題について再質問をいたします。

一番肝心なことは、町として南川尻川周辺の防災対策をどうするかの基本計画を持つことにあります。この基本の見解を示していただきたいと思います。そして、水門などハードで対策するのか、ソフト面の避難誘導でいくのか含めて、そういったことがやれるのかやれないのか、あるのかないのか、ないのであれば、いつまでにつくっていくのかを示してください。

ちなみに、ハードでいくのであれば、平成29年度の国の農林水産関係予算案を見ておりましたら、農山漁村地域整備交付金1,017億円という項目がありました。説明では、この交付金は、地方の裁量によって実施する公共事業で、基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を進めるもので、国から都道府県に交付金を交付し、都道府県はみずからの裁量で地区ごとに配分する、こういう内容であります。実施主体は都道府県あるいは市町村等で、補助率は2分の1、このようになっております。このような事業は使えるものなのかどうか、検討願いたいというふうに思います。

3番目の国保問題で再質問をさせていただきます。

この間、一般質問等で問題点を指摘してまいりましたが、国保世帯の担税率は下がっていて、低所得者世帯がふえております。予算資料を見ても、7割、5割、2割の軽減世帯は全体の57%に及んでおります。町の平均保険税の支払い家庭のモデルを例にすれば、年金や保険税をまじめに納めると、同じ家族構成の生活保護世帯より生活に使える年間可処分収入は

下回ってしまいます。負担の限界を超えている、これが今の国保の実態であります。

少しでも救済する方法がないかと、これまでも一般会計からの繰り入れで税率を引き下げる、こういったことも主張してきました。また、税率構成を見れば、均等割、平等割、そして所得割、この3本の合算額が税率になりますが、均等割は1人当たり1万9,500円、これが徴収されます。これらの税が逆進性を生んでおります。町は18歳以下の医療費助成を行っており、その精神をさらに進めて、18歳以下の均等割税率を減免するなどの救済策をとることを求めますが、この点について答弁をいただきたいと思ひます。

あわせて、税率を半減した場合、その必要額、免除した場合の必要額も参考までにご答弁を願ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） ただいま再質問が議員よりありました。

答弁を願ひます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） まず1点目の農業施策についての再質問でございますが、今後、郡町村会におきましては、事務局が長生村となっておりますので、要望活動にどこまで具体例を説明できるのか、協議させていただきたいと思ひます。

2点目の南川尻川でございますが、今ご質問にありましたとおり、いわゆる国交省部門だけではなく、農林省部門を含めた、また総務課の防災部局などを含めた、あらゆる場所と検討した中で、ハードについては検討する、またあわせまして、ソフト面につきましては、今後、総務課の防災部局と、どのような形でできるのか検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、国保関係の再質問についてお答えいたします。

18歳以下の均等割額の減免ということでご質問ございましたが、お話にありましたとおり、現在、低所得者あるいは低所得の世帯につきましては、その区分に応じまして、7割、5割、2割の保険税軽減措置を行っているところでございます。また、医療費につきましても、高校生以下の医療費助成事業により、子供を持つ家庭への負担軽減を図ってございます。

国保の財政状況は非常に厳しく、先ほどご質問の中で試算をさせていただきたいということでしたけれども、全くの、本当にこれは軽減も何も含まない概算でございますけれども、半額減額をすると約900万円、全額免除しますと約1,800万円の負担が生じることになります。これだけの負担をすることについて、残念ながら減免するだけの財源が今のところございま

せん。

また、平成30年度以降の納付金についても試算段階であるため、広域化後の動向を見た中で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ただいま答弁が終わりました。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 要望させていただきたいと思います。

1番目の農業振興の国への要望書については、ぜひ郡内の実態もよく担当で聞いていただいて、それを要望書を提出する段階でつけ加えてお願いできるように、ひとつ調整をよろしくお願いいたします。

2番目の津波の問題では、ぜひ、どのような助成事業があるか検討させていただきたいんですけども、先ほどの県の被害想定をしている計画書では15分で到達すると。先ほど延宝地震の例を出しましたけれども、あのころはもちろん電気も何もありませんから真っ暗な中で、15分で来てしまうということで、ぐらぐらと揺れて、何だろうといううちに波が来たということだと思いますけれども、現在でも寝入りばなとか、あるいは人々が寝てしまっている時間に来たら、多分対応がとれないんじゃないかという気がします。そういう点で、やっぱりハード面で何とか防ぐような形をとるしかないと思うので、その辺も検討に入れて、ひとつお願いしたいというふうに思います。

国保問題は、いよいよ手が、県の一本化といいますか、そういう形に変わってきますけれども、幾ら県のほうにお金を納めて向こうから給付金があるということになっても、やはり今の厳しい現状というのは変わらないわけです。そういう点では、同じく救済措置をとっていかなければいけないということで、お金がない中、何回もいろんな角度から使いますが、消費税の増税分、一宮町は約1億円近くあるわけですから、それは一般会計に入ります。その増税分でそれだけの金額ですから、その中で半額減免すれば900万円、さらにこの中には、軽減措置を受けてもっと減っている部分もあると思いますから、そういうので使っていただきたいと、そういうことを要望して質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで30分ほどの休憩をとります。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時42分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、議案第1号 一宮町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小関秀一君） 一宮町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように制定するということで、ご説明申し上げます。

この条例は、農業委員会法の改正によりまして、農業委員並びに新たに設置する農地利用最適化推進委員、この定数を定めるものでございます。内容といたしましては、農業委員の定数を8人とする、そして農地利用最適化推進委員の定数を8人とする、でございます。

なお、この条例によりまして、これまでありました一宮町農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止ということになるものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 一宮町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第7、議案第2号 豊栄基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第2号 豊栄基金条例の制定につきましてご説明いたします。

議案つづり3ページをお願いいたします。

長島医院の院長ご夫妻から合計2,300万円の寄附を受けました。寄附の申し出に当たりまして、寄附の用途として、上総一ノ宮駅東口開設のためにだけ使用することに限定され、またそのための基金を設置してほしいとのことから、今回、新規に基金条例を制定するものでございます。

なお、今後、上総一ノ宮駅東口の開設が困難になった場合には、用途について再度協議するよう要望が出されているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 豊栄基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、議案第3号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第3号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案つづり5ページをお願いいたします。

町長部局を、現在の6課体制から10課体制に変更するものでございます。

2020年の東京オリンピックサーフィン大会の会場に選定されたことにより、今後予想される関係機関との調整や会場整備などに対応していくため、専門部署としてオリンピック推進課を設置します。

また、情報の発信力を強化する必要があると考え、秘書広報課を設置し、国内外に町をアピールしていきます。秘書広報課は、総務課で行っている秘書関連業務と、まちづくり推進課で行っている広報関連業務を受け持ちます。まちづくり推進課は、地方創生を含めた企画部門を担当する企画課とし、観光部門を切り離します。

次に、現在の事業課から農業部門を切り離し、都市環境課とします。

離れた農業部門と観光部門をあわせ、産業観光課とします。

平成27年度からとってきた大課制を平成23年度の組織体制に戻し、住民サービスの向上に努めていくものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 2つほどあるんですけども、オリンピック推進課は本当に評価できるものであるんですが、秘書広報課を設置するという、この部門なんですが、実際に町村規模で秘書広報課を持っているところはあるんでしょうか。

それからもう一つは、細分化でのメリットはどこにあるかということで、質問したいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 秘書広報課は町村では珍しいと思います。また、メリットでございますけれども、今まで以上に責任が明確化されるのではなかろうかと思っております。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 議案第3号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論させていただきます。

前玉川町長は、任期であった8年間に、課を統合して組織のスリム化と弾力化を進めてきました。今回の一宮町機構図を見て、オリンピック推進課は大変評価できるものであります。しかし、秘書広報課は必要でしょうか。秘書広報課を強化するには、総務課内に秘書広報係を設けることでよいのではないのでしょうか。秘書広報課の設置は行財政改革に逆行するのではないのでしょうか。また、組織変更によって町民に親しまれてきたまちづくり推進課がありますが、このまちづくり推進課がなくなることで、住民参加を重視した住民協働のまちづくりから大きな後退になるのではないのでしょうか。よって議案第3号に反対します。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 議案第3号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

町では、平成27年度から、産業部門、建設部門、環境部門を事業課とし、戸籍や税部門を税務住民課とする大課制を、郡内のほかの町に倣い行ってきました。これは市のような人口の多い自治体が部長制をしいているようなものです。地方分権により事務量がふえる中、当町のような職員の少ない町村では、必然的に課長が掌握すべき業務量が増大し、住民対応や議会対応にも苦勞していることがよくわかります。

この大課制は、行政改革による人件費削減のためとってきた体制かもしれません。しかし、先んじてこの大課制をとってきた町が、数年でもとの体制に戻していることからわかるように、小さな町村では無理があったのではないのでしょうか。

今回の改正で課長職がふえることにより人件費もふえると思いますが、小さな町でも一定

の経費はかかるものと思います。

オリンピック推進課や秘書広報課は新規の設置ですが、それ以外はもとの体制に戻すものであり、早く軌道に乗せ、住民サービスの低下を招くことなく、2020年オリンピックサーフイン大会に向け、町長が指揮官として力を発揮することを期待し、賛成するものであります。以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第9、議案第4号 一宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第4号 一宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

平成22年度まで、監査委員書記は総務課職員が行っておりましたが、平成23年度から議会事務局職員が行うことになり、それぞれの庶務規程は改正してありましたが、この条例の一部改正を失念していたことから、今回改正するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第10、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

本改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に伴う改正となります。

議案つづり8ページをお願いいたします。この条例改正は大きく4条立てとなっております。

8ページ、第1条につきましては、給与から控除できるものとして、新たに確定拠出年金の掛金を加えるものでございます。

また、扶養手当の規定の見直しを行い、今回、給与の引き上げを行っても残る民間との格差を解消するため、子供に係る扶養手当を、現在の6,500円から7,000円に引き上げるものでございます。

10ページ、上から5行目、第19条の4第2項中とありますが、こちらは勤勉手当の支給率を、再任用職員は0.05カ月分、それ以外の職員は0.1カ月分引き上げるものでございます。

また、現在の給料表を0.2%引き上げ、これが26ページ上段までの給料表に改正するものとなっております。

この第1条中の改正につきましては、給料表関係、扶養手当の関係につきましては、平成28年4月1日にさかのぼり適用いたします。また、勤勉手当関係につきましては28年12月1

日にさかのぼり適用するものでございます。

26ページの第2条につきましては、平成29年度から段階的に扶養手当の配偶者手当を減額し、子供に係る手当を増額するというものでございます。

また、第1条で引き上げた勤勉手当の支給率について、再任用職員は0.025%、それ以外の職員は0.05%引き下げ、年間の支給額の調整を図るものでございます。

この第2条の改正につきましては、平成29年4月1日から施行します。

27ページの第3条及び第4条につきましては、任期付職員の給与改定となります。改定理由は一般職員と同様でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

全体会のときにも申し上げましたが、この議案第5号は、次の第6号、それから議員報酬にかかわる発議の部分とも関連し、報酬の引き上げ等の考え方として連動していますので、民間の支給の給与の額とのかかわりから引き上げるという部分について、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 千葉県人事委員会勧告のもととなっております調査方法につきましては、国の機関である人事院や各都道府県人事委員会及び各政令指定都市の人事委員会が共同して、直接民間事業所を訪問し、聞き取り調査により実施しているところで、平成28年度調査対象となりましたのは、千葉県の中で368社を聞き取り調査して行った数値となっております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 反対の討論をいたします。

本条例改正は、国の人事院勧告、県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定であり、俸給表や期末手当の改定は、この間の消費税の増税や社会保障負担増から見て、不十分ではあるけれども若年層の給与を引き上げるものであり、当然の措置だというふうに思います。

しかし、後段、扶養手当の見直しの問題が出てきますが、ここでは配偶者手当の削減と子供の扶養手当の増額、これが子供の扶養手当の増額の財源として配偶者手当の削減が使われるという点において、配偶者手当が減るだけでなく、子供1人の場合には減額になっていく、こういう大きな問題もあわせて提案されているものであり、この是正を求めて反対するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

13番、森 佐衛君。

○13番（森 佐衛君） 賛成討論を行います。

議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を賛成の立場から討論させていただきます。

本条例改正は、人事院勧告に基づき国・県に準じて改正するものであります。国及び県では、配偶者に係る手当につきましては、社会全体として、共稼ぎ世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあることや、税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する事業所が一定程度あること、また、子に係る手当については、子に要する経費の実情や我が国全体としての少子化対策が推進されていることに配慮し、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額で減額し、これによる原資を使って子に係る手当額を引き上げることなどの見直しを実施することにいたしました。

町職員の給与制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の制度に準じていることから、国や県と同様、扶養手当について見直すことに賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第11、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案つづり30ページをお願いいたします。

本条例改正につきましても、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に伴い、特別職の期末手当を、第1条において現行の4.2カ月分から4.3カ月分に0.1カ月分引き上げを行い、第2条において引き下げまして、年間の支給額を調整するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 反対の立場から討論をいたします。

本議案は、常勤特別職の期末手当0.1カ月分引き上げということですが、一般職は生活給となっておりますので、遡及は当然ですが、特別職の場合には、12月1日に遡及して支給する必要は全くないというふうに考えております。これは提案者の政治姿勢の問題であり、裁量の範疇で処理をすればよい。そういうことで、さかのぼる必要はないというふうに考えます。

この後出る議員の期末手当も同様の立場で、討論はそのときはいたしません、町民からお手盛りとの批判が起きないように改善を求めて、反対するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を賛成の立場から討論させていただきます。

本条例改正は、一宮町の一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、特別職の期末手当を0.1カ月分引き上げるものです。特別職等については、一般職員とのバランスを考慮し、全国のほとんどの自治体で一般職と同水準となっております。改正時期につきましても、今まで一般職と同様に実施してまいりましたことから、賛成といたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第12、議案第7号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第7号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案つづり32ページをお願いいたします。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されましたが、働きなが

ら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

第1条につきましては、一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。

その2行下の「第8条第1項中」という書き出しで始まるものは、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子を加えるものでございます。

34ページ、上から7行目、「第11条中」とあるのは、介護の種類に介護時間を加えるものでございます。その下の「第15条第1項中」とあるのは、介護休業を分割して取得できることとするものでございます。下から5行目、第15条の2で、介護時間は、連続する3年の期間内で、介護のため1日につき2時間の範囲内でとることができることを新たに規定するものでございます。

35ページ、上から4行目、第2条につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正となります。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員に任期付職員条例で規定する短時間勤務職員を加え、非常勤職員の育児休業には、在職期間、雇用継続の見込み、勤務日数に係る要件を満たす職員が対象となることを明記いたします。下から2行目の第2条の2で、育児休業法第2条第1項で、条例で定めるものとして、いわゆる養子縁組、里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託された者を加えるものでございます。

36ページ、上から6行目、第2条の3では、非常勤職員が育児休業できる条例で定める日を規定するものでございます。

37ページ中段の第3条の関係は、子の範囲の拡大に伴い、再度の育児休業等ができる特別な事情等を追加するものでございます。

38ページ、上から8行目、第10条関係は、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了等を追加するものでございます。

その下、第19条関係は、部分休業することができない職員として、非常勤職員について新たに規定するものでございます。

下から3行目以降の第20条関係につきましては、介護時間と育児時間を同日に取得する場

合は、両者を合わせて2時間の範囲となるよう調整するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第13、議案第8号 一宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第8号 一宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案つづり40ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、基金への積み立て方法の変更についてのものでございます。

現状、ふるさと納税の取り扱い方法としましては、いただいた寄附金は基金に全額を積み立て、返礼品に係る費用は町の一般財源から支出しておりましたが、返礼品を充実したところ、寄附件数、金額ともに増加しており、町の負担が大きくなってきましたので、今後は、いただいた寄附金から返礼品に係る経費を差し引いた額を基金に積み立てていくものでござ

います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、議案第9号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第9号 一宮町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづりの41ページをお開きください。

第1条は、一宮町税条例の一部改正でございます。

第36条の2第1項の改正規定につきましては、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改めるものでございます。

その次の附則第7条の3の2第1項の改正規定につきましては、個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年まで延長するものでございます。

続きまして第2条でございます。第2条は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に施行されまして、消費税増税の実施時期が延期されたことに伴い、平成28年6月議会において承認をいただいた一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。これは、消費税を10%に引き上げる措置として、本年4月1日に自動車取得税の廃止及び軽自動車税における環境性能割が導入される予定でしたが、消費税率の引き上げが平成31年10月1日に延期されたことから、これらの措置導入時期の変更及び法人住民税の法人割の税率引き下げ、これの実施時期の変更に対応した所要の規定の整備を行うものでございます。

同条例第1条の環境性能割等の導入及び法人割の税率引き下げに係る改正規定を削りまして、同条例第1条の次に第1条の2を加え、環境性能割導入、法人住民税の法人割の税率引き下げに係る改正規定を整理し、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に改めるものでございます。

本条例の施行期日は公布の日からでございますが、一宮町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定につきましては、施行期日は平成29年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） この税条例の一部を改正する条例の制定の件について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、消費税率が10%へ増税、これが平成31年10月1日に延期ということに伴い、軽自動車の取得税の廃止とか地方法人課税の偏重是正措置の拡充、住宅ローン減税など、10%増税時に実施するとしていた地方税の措置の延期をするという法律に基づいて制定するものでありますけれども、本来、増税財源を原資にすべきでないというのが1点と、消費税増税は延期でなく中止すべきだというふうに考えております。

以上の観点から、税の取り方、そして配分の仕方、こういった地方税法の根本改善を求めて反対するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本条例改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うため、昨年11月28日、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、これに沿って町の条例を改正するものであります。これは、一宮町だけでなく全国の県及び市町村が一斉に法改正により措置するもので、国やほかの自治体間での賦課に関する手続や税負担の公平性の原則などから、各自治体においても改正しなければならないものであります。

内容につきましては、消費税率引き上げの時期の変更に伴う税制上の措置で、社会保障と税の一体改革の原則を踏まえたものであり、子ども・子育て等を初めとする社会保障の充実を図るために必要な措置であります。

また、とりわけこのうち軽自動車の環境性能割の規定は、環境保全の面からも大切なものでありますので、以上の理由によりこの条例改正に賛成するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの49ページをごらんください。

議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正は、町立一宮保育所を社会福祉法人へ移管することにより閉園となる一宮保育所の項を削り、町立原保育所の名称変更案を募集した結果に基づき、原保育所の名称を平仮名の「いちのみや保育所」と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第16、議案第11号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの51ページをごらんください。

議案第11号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に一部改正があったことから、町の一部改正を行うものです。改正の内容は、国の保育士基準の緩和と建築基準法の改正によるものです。

なお、家庭的保育事業等の認可は市町村が行うこととされているため、その認可の基準を定めるため、条例で保育需要の多いゼロ歳から2歳未満を想定してこの事業ができましたが、一宮町では保育所整備基本計画により整備した保育施設により対応できると考えており、国に準じ所要の改正は行いますが、認可する予定は今のところございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） この条例は、つまり無資格者が保育を行ってもいいという、そういう改正になると考えてよろしいでしょうか。施行はされても認可されないとさっきおっしゃいましたけれども、一応その中身としては。

○議長（吉野繁徳君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 各事業の規定には、家庭的保育事業は利用定員5名以下で、家庭的な雰囲気のもと細やかに行うもの、小規模保育事業は利用定員6人から19人以下の保育を行うもの、居宅訪問型保育事業は、障害・疾病や母子家庭等の夜間・深夜勤務により必要な場合に自宅で一对一の保育を行うもの、事業所内保育は、企業主が主として事業所の従業員の子供のほか地域の保育を必要とする子供にも保育を行うものということで、基本的には町の認可に基づいて事業実施を行うこととなります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

議案第11号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

保育士の数は、本来、処遇改善などでふやしていかなければならないことです。保育士以外の人員配置などの規制緩和で保育士不足を乗り切ろうとするのでは、保育士の処遇改善や保育士不足の解消は望めません。さらに、保育の質の後退にもつながると言わざるを得ないでしょう。

国の姿勢が問題なのは当然であります。国が打ち出した施策に町が追随するような形の条例には反対します。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありませんか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

本条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業において、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により町が認可することとなったため、国の示す基準に基づき条例を制定しているものです。

本改正については、保育士要件の緩和と建築基準法施行令の改正による施設基準の改正で、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づく改正となっているものです。

保育士要件につきましても、保育士不足の実情から、当分の間の措置として緩和するもので、必要保育士数の3分の2以上は保育士資格を有する者とし、保育所等の保育施設においても緩和されております。特例として、保育士とみなすことができる准看護師、小学校教諭、県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、国の定めるカリキュラムに基づいた研修を受講することとされており、保育従事者の質は十分に確保できるものと判断しております。よって本案に賛成をいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第17、議案第12号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの54ページをごらんください。

議案第12号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正は、第8条第1項において、現行の所得指標であります合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとなった。また、第8条第2項において、平成29年4月から消費税10%の増税を見込み、段階的に低所得者の保険料軽減強化を行う予定でしたが、引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴い、現行第1段階のみ軽減を継続することとするものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第12号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第18、議案第13号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの56-1ページをごらんください。

議案第13号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例を廃止する条例について。

本条例は、平成26年9月に、一宮町保育所整備基本計画に基づき、東浪見並びに一宮の公立保育所の民営化に当たり、当該法人の選考を公平かつ適正に実施するため、町の附属機関として条例制定いたしました。一宮町保育所整備基本計画に基づき、東浪見保育所に続き一宮保育所の民営化法人を選定し、開園のめどが立ったことから、本条例並びに報酬を今回廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第19、議案第14号 一宮町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第14号 一宮町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

議案つづり57ページをお願いいたします。

当基金につきましては、東日本大震災を教訓としたさまざまな防災対策事業に取り組むため、平成24年と25年に千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金2,300万円を積み立ててきましたが、備品の充実や町の防災計画の策定などを行いまして、残高がゼロとなり、今後も基金の原資となる交付金の追加交付が予定されていないことから、今回廃止するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 一宮町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第20、議案第15号 町道路線の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、議案第15号 町道路線の変更についてをご説明いたします。

議案つづり58、59ページをごらんください。

今回は、町道2-11号線外7路線でございます。昨年中に境界確定測量及び町の舗装工事等にて幅員または延長が変更となったものを、今回変更でお諮りするものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後、約55分経過いたしましたので、ここで15分ほど休憩をとります。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時55分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第21、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第6

次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第16号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてご説明いたします。

議案つづり61ページをお願いいたします。

平成28年度一宮町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,515万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の追加及び変更を行うものです。

第3条につきましては、地方債の変更を行うものでございます。

66ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正ですが、事業完了に至らない個人番号カード交付事業及び細田堰脇の町道の災害復旧事業を繰越事業に追加するものでございます。また、下段の表につきましては、被災者向け経営体育成事業において繰り越す金額を7,000万円から4,000万円に減額変更するものでございます。

67ページ、第3表の地方債の補正ですが、町道1-7号線道路改良工事に係る借入金が、国からの補助金配分額の減額及び入札に伴う減額により250万円減少するものでございます。また、地方創生関連事業である駅前観光施設整備事業の財源としての借入予定額が、起債対象部分の拡充により5,450万円に増額となるものでございます。

それでは、歳出についてご説明いたします。

78、79ページをお願いいたします。

78ページの1款議会費から108ページの12款諸支出金につきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明させていただきます。なお、各款共通の事項となりますが、3月補正ということで、精算による減額が多くなっております。また、一般職、特別職、議員報酬等の人件費につきましては、期末勤勉手当0.1カ月分が増加しているものの、副町長や不在職員の給与の減額により239万8,000円の減となっております。

81ページ、下から3つ目の東京五輪準備事業につきましては、大会エンブレムを作製委託

する費用8万4,000円を計上いたします。

その下、ふるさと応援事業3,108万3,000円につきましては、寄附金の増額に伴い、基金への積立金3,145万円が大きなものとなっております。

83ページ、上から2つ目の財政調整基金7,227万7,000円につきましては、年間利子及び決算余剰金を積み立てるものでございます。

下から4つ目の産官学連携によるロボットプログラミング教室事業4,292万8,000円の減額と、その下のサーフォノミクス関連事業75万円の減額につきましては、いずれも国庫補助に採択されなかった予算を減額するものでございます。

89ページ、上から3つ目の自立支援事業から7つ目の障害児支援事業につきましては、各種サービスの利用者増に伴い、合計で711万8,000円の増額となるものでございます。

91ページ、上から4つ目、臨時福祉給付金等給付事業4,429万9,000円の減額につきましては、平成27年度末に4,500万円を繰り越しましたが、28年度の受給対象者の大部分がこの繰り越した予算での給付対象となったことから、28年度分予算を精算するものでございます。

一番下の保育委託事業181万1,000円の増につきましては、人事院勧告に基づく保育士基準単価の増額によるものでございます。

93ページ、一番上の子ども・子育て支援対策事業591万3,000円の減につきましては、東浪見こども園の入所児童数が定員に満たなかったこと及び延長保育の実績に伴う精算による減額でございます。

次の放課後児童健全育成事業98万9,000円の増につきましては、一宮小学校での新規教室開設に係る費用等でございます。

次の児童手当支給事業561万円の減につきましては、支給児童数の減に伴う減額でございます。

次の保育所整備事業401万8,000円の減につきましては、どろんこ保育園の建設費の減等によるものでございます。

95ページ、上から4つ目、予防接種事業から、2つ下の健康増進事業までにつきましては、各種事業の受診者や出生児童数が当初見込みを下回ったことにより、合わせて1,051万5,000円の減額となるものでございます。

下から4つ目、子ども医療費助成事業77万2,000円の増につきましては、胃腸炎やインフルエンザの流行による増額でございます。

次の環境衛生事務運営費633万円の減につきましては、新し尿処理建設事業の入札執行残

を精算するものでございます。

一番下の海外周辺環境保全事業182万6,000円の減につきましては、海岸街路灯赤色化工事取りやめを含む事業の精算による減額でございます。

次の合併処理浄化槽設置事業212万円の減につきましては、補助金の申請件数の実績に基づき不用額を精算するものでございます。

下から3つ目の農業振興事業4,099万4,000円の減ですが、台風被害からのハウスや梨畑のネットの復旧申請額が見込みに達しなかったこと、また、コンバイン購入助成などが事業不採択になったことにより減額が大きなものとなっております。

99ページ、上から2つ目の中小企業支援事業9万7,000円の増につきましては、設備投資により新規申込件数が増加したため、利子補給補助金額が増額となるものでございます。

4つ下の海岸有料駐車場運営事業238万3,000円の減につきましては、雨天等により警備委託期間が短くなったことによるものが多くなっております。

101ページ、上から2つ目の道路新設改良事業541万8,000円の減につきましては、国庫補助金の配分額の減少や入札による執行残を精算するものでございます。

3つ下の建築指導事務運営費176万6,000円の減につきましては、住宅リフォームや耐震診断、改修について、申し込み実績により精算するものでございます。

その次の上総一ノ宮駅周辺環境整備基金502万6,000円の増につきましては、決算剰余金と年間利子を積み立てるものでございます。

その次の豊栄基金2,300万円につきましては、長島医院の院長ご夫妻から一ノ宮駅東口開設のためにいただいた寄附金を積み立てるものでございます。

103ページ一番下から105ページの上の段になります。一宮小学校管理運営事業59万9,000円の減につきましては、照明器具等の交換工事として10万円の増額はありますが、全体として減額となるものでございます。

107ページ、上から3つ目、文化財保護事業55万7,000円の減額につきましては、加納公墓参会開催委託料の減、その他精算に伴う減額となります。

その次の公民館管理運営費15万5,000円の増につきましては、老朽化した中庭街路灯の撤去等を伴う費用でございます。

109ページ、上から3つ目と4つ目につきましては、借入金借り入れ後10年経過に伴う利率見直しが行われたことから、元金が97万8,000円の増額、利子が387万9,000円の減額となるものでございます。

その次の国民健康保険事業特別会計繰出金から3つ下の農業集落排水事業特別会計繰出金までにつきましては、各特別会計の精算にあわせて、一般会計で負担すべき費用を精算するものでございます。

続きまして、歳入になります。70ページをお願いいたします。

1款の町税から、76ページ、21款の町債につきましては右ページで説明をしていきます。

70ページ、1款の町税でございますが、一部の業種において業績の低迷により、法人町民税が1,231万2,000円の減額、また禁煙者の増加により、町たばこ税が700万円の減額となるものです。

4款配当割交付金と5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、県税収入の見込みにより、合わせて400万円の減額となるものです。

10款地方交付税1億72万3,000円の増につきましては、交付決定に伴い、留保していた額を予算化するものでございます。

12款分担金及び負担金、合わせまして519万9,000円の減につきましては、保育所入所人数に基づく保育料の精算などでございます。

13款使用料及び手数料につきましては、実績見込みに基づき、海岸有料駐車場利用料などを精算するもので、合わせて70万4,000円の減額となるものでございます。

70ページ下段から72ページ中段までの14款国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金等給付事業補助金の減、地方創生交付金の不採択を初めとする各種事業の精算により、負担金、補助金合わせて8,066万5,000円の減額となります。

次の15款県支出金につきましては、被災者向け経営体育成支援事業補助金や担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額を初めとする各種事業の精算により、全体で3,865万6,000円の減額となります。

75ページ中段の16款財産収入につきましては、貸し付けていた町有地3筆を払い下げたもので、239万7,000円の増額となります。

次の17款寄附金につきましては、ふるさと納税のほか、長島医院ご夫妻からの寄附、また関東天然瓦斯株式会社からの寄附、合わせまして5,147万2,000円の増額でございます。

次の18款繰入金につきましては、当初予算において財政調整基金を取り崩して予算措置しておりましたが、各種事業の精算や決算剰余金により取り崩す必要がなくなったことから、1億2,219万4,000円の減額となるものでございます。

77ページの19款繰越金につきましては、27年度からの繰越金を全額予算化するものでござ

います。

その次の20款諸収入につきましては、基本健診受託事業収入や検診自己負担金の精算により、合わせまして79万2,000円の減額となります。

最後に、21款町債につきましては、町道1-7号線道路改良工事の精算により250万円の減額もありますが、駅前観光施設整備事業において起債対象部分が拡充されたことにより、3,190万円の借入金が増額することから、合わせて2,940万円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

二、三お伺いしたいんですけれども、まず歳出のほうで説明のございました97ページの合併浄化槽設置事業、住宅用省エネルギー設備設置事業、それから先ほどちょっと触れました建築指導事務運営費、これの減額については、想定数を下回ったということで減額になったと考えればよろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ご質問のとおり、想定数を下回ったということでございます。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） そうしましたらば、それとは別個にお伺いしたいんですけれども、95ページの、これも先ほど説明がございました海岸周辺環境保全事業、この減額。それから文化財保護事業、107ページになりますが、これについてですけれども、ウミガメ関連事業は千葉県環境財団のほうから助成金が出ていたという申請がされていたはずですので、この修正申請というのがいつ行ったのか。正確な日付が、今、手元でわからなければ、何月のいつごろというような程度でも構いませんが、その辺のところ。

それともう一つは、加納公墓参会、これに関しては委託先がございまして、委託先の加納公研究会ですか、こちらのほうに通知をしたのはいつごろであったのかというのを、その時点で決定したということになるかと思えますから、担当課のほうからお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ただいまの環境財団のほうにつきましては、変更の申請は、日にちはあれですけども、2月の中旬から下旬ぐらいに申請しております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 渡邊課長。

○教育課長（渡邊幸男君） 107ページの13委託料の加納公墓参会の関係なんですけど、今、日付等がわかりかねますので、後ほど報告させていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今日の日付がわからないということの部分もありますが、先にお聞きしましたウミガメ関連事業、これに関しましては、先日の説明でいきますと、ウミガメ発信機が3カ月しか機能しなかったということが一つの理由。専門的な調査を行っている機関があつて、一宮町が事業を行うことに疑問が生じるということが1点。観察ルールガイドブックの作成に当たっては、調査見送りに伴って中止するというような、これが主要な説明でございました。

それぞれご担当のほうから、観察ルールガイドブックのほうに関しては教育課のほうから、それなりに教育的効果があるということだという説明もございましたし、1年前の説明でいきますと、専門的な調査機関が複数存在するというのをあらかじめ承知していたわけです。一昨年調査開始の時点でも、発信機による調査が途中で失敗するというケースも実在しているというのは承知していたはずなんです。こうしたことを担当課では事前に承知した上で事業を推進したわけで、そうしますと先日の説明は非常に矛盾しているということになります。

その前の説明でいきますと、ウミガメの発信機による調査は科学的に意義があることで、産卵地の北限に当たる一宮はそれを行うことに大変重要な意味を持っていると。自然保護・保全のための意識啓発、こういったことに対しても、子供たちへの環境教育に対しても、大変意義があるというふうなお話でした。そうすると全く説明が違うわけですね。正反対のことが同じ口から説明されているということになってしまいます。

1年前の説明をもとに平成28年度予算は決定されました。そのことを念頭に置きますと、ある意味、議会の決定は間違っていたというふうにも受けとめられかねないわけです。そうすると、私としては、平成28年度予算を反対した立場ですので、私の当初想定していた、考えていた考えに近いわけですから、むしろ賛成する立場でございます。

ですから、その点については問題ないんですけども、全体的な結果を見ますと、議会の愚弄しているのではないかとこのふうにも言われかねないような説明ではないかとこのふう

に思われます。一体どちらが本当なんでしょうか。

このような形で担当課で決定したというのは、そもそも馬淵町長の考えが前町長とは異なるからというふうに考えるのが自然ではないかと私は思うんですけれども、念のため担当課にも再度お伺いしたいところですが、改めてまた違う説明が出てきても混乱を招くばかりです。町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答え申し上げます。

こうした事実については、今、藤乗議員のお話にもございましたとおり、既に事実としては情報が共有されていたかと存じます。ただ執行部におきまして、どうした観点から全体的に総合的に判断するかということにおいて、玉川町長と私と重点の置き方が違うということがあったかと存じます。

職員の諸君は、そうした観点から議論をさせていただいていると思います。さまざまな要件をつぶさに勘案して、その中で、それぞれに執行部のほうで適切な重みをつけて、担当課と結論を導くということでございますので、そのあたりはひとつご容赦いただければと思います。

また、ルールブックにつきましてですが、私も、ルールブックにつきましては一定の教育的な効果があろうかとも考えております。ただ、現在までのプランは、発信機の装着とか、そういったものとセットになっておりますので、一つだけ生かすというのもできないということでもあります。

そこで今回は、環境財団のほうへお願いした申請のプロジェクトも修正をさせていただきまして、一度リセットをして、また新たにしかるべき助成の形についてはご相談していきたいというふうに考える次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗君。

○7番（藤乗一由君） 今のお話に伴いまして意見を一言言わせていただきます。

どちらも早い時点で、これが中止になるということは決定されていたはずですが、申請のほうは、環境財団のほうには2月でしたということですが、今後の計画という部分、それからウミガメの街灯、これはあらかじめ発注しなきゃいけないわけですから、2月に決まったわけではないですね。加納公の件もそうです。

ですから、恐らく半年以上も前に決定していたものであるというふうに考えられますので、いずれにしても、どこかの時点で補正をしなければならないということが見えていることで

すから、あらかじめ変更が予定されていると決定した時点で、議会で決めた予算でもございますから、議会への速やかな報告をお願いしなければいけないというふうに私は思います。

また、そうした判断あるいは基準になっている部分に誤りがあったというふうにもし考えられるのであれば、それについても速やかに連絡していただくと、通知していただくという必要があるのではないかなと思います。

また、そもそも正しい情報データに基づいて検討していただかなければいけないなというふうに思いますので、その辺のところ、執行部のほうできちんと進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 本補正予算に反対の立場で討論いたします。

本補正予算は、ほとんどが精算による補正あるいは実績による補正など、妥当な補正予算であります。2点ほど違う点があります。

町長職の期末手当アップの問題は、法定額78万8,000円を受領しており、一般職のそれとは性格が違うわけであり。昨年12月1日に遡及しての支給は町民の理解を得られない、このように考えます。同時に、議員の期末手当の遡及適用も同じであるというふうに考えます。この補正から削ることを要求して、反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 議案第16号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、基本的に本年度最終となるもので、その内容は大きく3つに分けられます。

1つ目は、今年度事業の最終精算とそれに伴う余剰金の基金積み立てであり、むやみに繰越金を出さないためにも必要な補正であると考えます。ただし、精算額が多い項目が幾つか

見受けられますので、予算を見積もる際には、より慎重に検討していただくことを望むものであります。

2つ目は、人事院勧告に基づく人件費の見直しで、民間との格差解消を図るために行う給料や期末勤勉手当などの改正と、女性の就労を後押ししつつ子育て支援を充実させるために行う扶養手当の見直しです。いずれも一億総活躍社会の実現に向けて重要な見直しであると考えます。

3つ目は、利用者が増加傾向にある自立支援給付費や、インフルエンザと胃腸炎の流行から増加した子ども医療費など、町として対応しなければならない社会保障費の増額です。

以上のように、今回提案された内容はいずれも必要な予算措置であり、適切なものと判断できますので、私は賛成し、討論を終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第22、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定について説明いたします。

議案つづりの117ページをお開きください。

平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,826万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,582万6,000円と

するものでございます。

歳出から説明をいたします。126ページをお開きください。

1 款の総務費につきましては、事務費の精算による補正でございます。

2 款保険給付費は、医療費の増加に伴う増額補正でございます。

続きまして、3 款後期高齢者支援金等、それから4 款後期高齢者納付金等、6 款介護納付金、それから128ページの7 款共同事業拠出金につきましては、支払基金、それから広域連合の算定による通知がありましたので、それに基づいて補正するものでございます。

次の8 款保健事業費は、特定健診、それから特定保健指導事業、保健事業の精算による減額でございます。

9 款基金積立金は、1,194万円を基金に積み立てるものでございます。

10 款諸支出金は、前年度医療費に係る国の負担金精算による超過分の還付が生じたため、増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。122ページをお開きください。

1 款国民健康保険税1,419万6,000円の増額でございます。

3 款国庫支出金は、28年度前半の医療費実績から、1 項国庫負担金のうち、1 目療養給付費等負担金が1,602万1,000円の減額でございます。

4 款療養給付費等交付金は、退職被保険者数が27年度末に比べ55%減少したことから医療費も減少したため、1,688万1,000円の減額でございます。

124ページをお開きください。

7 款共同事業交付金は、国保連合の会計の見込み値を参考にした額ほど、そこまで医療費実績がなかったため2,600万円の減額でございます。医療給付費負担金、共同事業交付金については、28年度前半の医療費実績が当初見込みを下回りまして減額算定されたため、歳入予算も減額するものでございますが、6 月まで減少していた医療費が、また7 月から右肩上がりに増加しておりますので、歳出の保険給付費は増額補正してございます。

9 款繰入金につきましては、国からの財政安定化支援事業繰入金が主なものでございます。

10 款繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

なお、本件につきましては、2 月17日に開催いたしました一宮町国民健康保険運営協議会の了承を得ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番(畑場博敏君) 本補正予算は最終でありますけれども、基金積み立ての件等がありますので反対いたします。

平成28年度の基金10万円で引き継いで、当初予算の10万円と合わせて、今度のこの補正予算で1,240万円の積み立てとなるわけであります。事務をあずかる職員からすれば、基金は少しでも積み立てていきたい気持ちはわかりますけれども、国保の加入世帯の経済は非常事態であります。法定減免を受けている世帯は全加入世帯の57%に上り、国保加入世帯の平均納税額世帯の生活に使える可処分収入は同じ構成の生活保護世帯より下回っている、こういう実態であります。財政は余らせずに少しでも国保世帯の救済に使うべきであり、これまでも質問等で要求してきたところであります。

本補正予算は町長の政治姿勢があらわれている、こう断ぜざるを得ません。改善を求めて、反対をいたします。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ありませんか。

5番、鶴沢一男君。

○5番(鶴沢一男君) 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

町の国民健康保険事業特別会計は、年々増加する医療費に対し、税率を上げることなく繰越金で対応してきました。そのため繰越金も年々減少し、底を尽きかけている状況であります。

現在、町の国民健康保険基金額は10万円と、近隣市町村と比べても最も少なく、基金がほとんどない状態であります。今後、急な医療費の増加や不測の事態を考えると、非常に不安定な状態となっております。

よって、厳しい現況の中、健全な財政運営を維持することに努めた本案を適正なもの判断し、賛成をするものです。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第23、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) それでは、議案つづりの132ページ、133ページをお開きください。

議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第3次)議定について。

平成28年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,310万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,566万7,000円とするものでございます。今回の補正は決算見込みに伴う精算によるものでございます。

まず、事項別明細書にて歳出からご説明申し上げます。137ページをごらんください。

1款総務費につきましては、要介護認定申請件数の減少に伴いまして22万8,000円を減額するものです。

2款保険給付費につきましては、各介護保険サービス給付費の決算見込みにより4,290万円を減額するものです。

3款地域支援事業費につきましては、総合事業に伴う要支援者サービス事業及び介護予防事業の決算見込みにより584万2,000円を減額するものです。

4款基金積立金につきましては、高齢者の増加及び特別養護老人ホームの整備も含めたサービス給付費の増加を第6期介護保険事業計画の3カ年で見込んだ保険料となっております。

ので、今後の介護給付費の急激な増加を見込み、準備基金積立金として294万6,000円増額するものです。

5款諸支出金につきましては、27年度分の国・県及び一般会計への精算に伴う返還金3,292万1,000円を減額するもので、合わせまして歳出合計1,310万3,000円を減額いたします。

次に左側、歳入、136ページをごらんください。

1款保険料につきましては、第1号被保険者の増加と第6期事業計画で決定しました保険料額の増加に伴い、145万1,000円増額するものです。

次に、3款国庫支出金、4款支払基金交付金の減額、5款県支出金の増額、7款繰入金の減額につきましては、決算見込みによる国・県支払基金の変更申請に伴い、減額、増額するものでございます。

8款繰越金1,847万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金となっており、合わせて歳入合計1,310万3,000円を減額補正するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第24、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について説明いたします。

議案つづりの151ページをお開きください。

平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ103万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,439万2,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。議案つづりの157ページ、158ページをお開きください。

1 款総務費は、事務経費の精算による増額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、軽減額の総額が当初見込みより下がったことから、保険基盤安定拠出金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。155ページをお開きください。

3 款繰入金につきましては、事務費繰入金と軽減額の総額が見込みより下がったことに伴う保険基盤安定繰入金、合わせて172万8,000円の減額でございます。

4 款繰越金は、前年度繰越金でございます。

5 款諸収入は、広域連合からの賦課徴収帳票作成等業務委託料を精算により増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第25、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) それでは、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3次) 議定についてご説明いたします。

平成28年度一宮町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3次)は、歳入歳出それぞれ167万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億124万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。168ページ、169ページをごらんください。

まず総務費でございますが、一般管理費につきましては人件費でございますので、これは職員の給与改定に伴う不足分を補正するものでございます。

その他、施設管理費につきましては、3地区の事業費について決算見込みに対する減額となります。

歳出は以上でございます。

戻りまして、166ページ、167ページ、歳入のほうでございます。

1款分担金及び負担金でございますが、これにつきましては、原地区及び北部地区の受益者負担金分が増額になった分を補正するものでございます。

また、2款使用料及び手数料につきましては、3地区の滞納繰越分の使用料を補正するものでございます。

3款財産収入については、財政調整基金の利子分を補正するものです。

4款繰入金につきましては、繰越金の確定による減額としてマイナスの補正をするものでございます。

5款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

6款諸収入については、東京電力のほうから汚泥の放射性物質の分析手数料をいただきましたので、その分を補正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第21号～議案第25号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野繁徳君） 日程第26、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定について、日程第27、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第28、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第29、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第30、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第21号から議案第25号について、順次提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定についてご説明いたします。

お手元の平成29年度予算書をごらんいただきたいと思います。

最初に1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成29年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,000万円と定めるもので、前年度に比べ4億円の増加でございます。

一宮どろんこ保育園が完成するなど予算額減少の要因もございましたが、新年度では、JAグリーンウェーブ長生の選果機入れかえ事業4億円、防災行政無線のデジタル化に向けた更新事業4,500万円、地方創生推進事業4,800万円など、幾つか大型事業が重なった関係から予算規模が増額となるもので、一宮小学校北校舎の建てかえなどを行った平成16年度に次ぎ、過去2番目の予算規模となっております。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

最初に歳入でございますが、増減の大きなものをご説明いたします。

初めに1款の町税でございます。前年度に比べ2,790万8,000円増額の13億8,203万9,000円を計上いたしました。こちらは、給与所得の改善による個人町民税の増加と、宅地化の進展や太陽光発電など設備投資から見込まれる固定資産税の増加が、町税全体での増加要因でございます。

続きまして、12款分担金及び負担金でございます。前年度に比べ3,306万6,000円減少の5,799万7,000円を計上しております。減少する要因は、一宮どろんこ保育園に移行する一宮保育所分の保育料の減少でございます。

続きまして、14款の国庫支出金をお願いいたします。前年度に比べ8,229万円増加の4億8,035万8,000円を計上しております。こちらは、三位一体改革により平成16年度から公立保育所の運営に対する補助金が廃止され、一般財源化、いわゆる普通交付税での措置とされておりましたが、一宮保育所の民営化に伴い、新年度からは国庫負担金として財源措置されることが主な増加原因でございます。

次に、15款県支出金でございます。前年度に比べ1億7,848万5,000円増加の6億7,753万円を計上しております。こちらは、一宮どろんこ保育園の建設に対する補助金など幾つか減少する要因もございましたが、JAグリーンウェーブ長生が行う選果機入れかえ事業に活用する強い農業づくり交付金の計上が大きな増加要因でございます。

続きまして、17款の寄附金をお願いいたします。前年度に比べ2,500万円増加の4,001万

3,000円を計上いたしました。こちらは主にふるさと納税でございますが、今年度から返礼品の充実を図ったところ、件数、額ともに大きく伸びておりますので、若干固めの見込みではありますが、増額計上としておるところでございます。

続きまして、18款の繰入金でございます。前年度に比べ8,045万4,000円増加の2億8,693万4,000円を計上いたしました。こちらは、財政調整基金からの繰入金が増加の要因でございますが、右肩上がり増加を続ける社会保障費への対応や、保育所民営化に伴い一時的に増加する負担、長生広域で行う新し尿処理施設建設事業に対する負担、長生病院の経営悪化に伴う増加負担など、こうしたところが主な増加要因となっております。

続きまして、予算書の11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、こちらにも増減の大きなものを説明させていただきます。

2款の総務費でございます。前年度に比べ9,100万円増加の7億7,671万円を計上しております。こちらは、防災行政無線のデジタル化に向けた事業4,500万円や、地方創生推進事業4,800万円の新規計上が主な増額要因となりますが、そのほか東京五輪準備事業といたしまして、英会話教室の開催経費なども新たに盛り込んだところがございます。

続きまして、3款の民生費でございます。前年度に比べ1億3,158万1,000円減少の12億601万6,000円の計上でございます。こちらは、障害者福祉など社会保障の関係は増加傾向でございますが、一宮どろんこ保育園の完成が大きな要因となり、民生費全体では減少となるものでございます。

続きまして、5款の農林水産業費でございます。前年度に比べ3億7,372万4,000円増加の5億1,176万1,000円を計上いたしました。こちらは、平成7年度に稼働を開始したJAグリーンウェブ長生で行う選果機入れかえ事業の実施が大きな増加要因でございます。

続きまして、8款の消防費でございます。前年度に比べ882万8,000円増加の2億1,109万4,000円を計上しております。こちらは郡内市町村共同で行う事業になりますが、災害時における広域医療救護所の設置負担金を新たに計上したことが主な増加要因でございます。

続きまして、9款の教育費でございます。前年度に比べ3,600万円増加の3億400万7,000円を計上しております。こちらは、小中学校3校におけるエアコンの整備や、GSSセンターの床全面改修の実施が主な増加要因でございます。

最後に、11款の公債費をお願いいたします。前年度からは804万4,000円減少の3億6,584万2,000円でございます。こちらは、小中学校の耐震化事業など過去に行った事業の財源として発行した地方債の返済になります。平成28年度をピークに、この先、緩やかな減少が見

込まれております。今後も、返済額以内での借入れを基本とし、安易に公債費の肥大化を招かないよう、十分注意してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 会議の途中ですが、ここでお諮りいたします。

念のため、会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を5時半まで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、会議時間は午後5時半まで延長することに決定いたしました。

続きまして議案第22号、国保会計をご説明願ひます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について説明いたします。

予算書の149ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,350万円とするもので、前年度比5.3%の増でございます。

第2条以下につきましては、一時借入金の最高額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

平成29年度予算では、世帯数2,199世帯、被保険者数は一般被保険者3,824人、退職被保険者49人、合わせて3,873人を見込み、平成28年度の実績や決算見込み額により計上いたしました。データヘルス計画に基づく特定健診受診率の向上を図るとともに、重症化予防対策を引き続き推進することにより、医療費の削減に努めてまいります。また、ジェネリック差額通知による医療費の適正化も引き続き図ってまいります。本件につきましては、2月17日に開催された一宮町国民健康保険運営協議会において了承を受けております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 次、お願ひします。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、予算書の189ページをお開きください。

平成29年度一宮町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,340万9,000円と定めるものでございます。前年度に比べ約1%の減となっております。3月1日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は3,922人で、前年度に比べ55人の増となっており、高齢化率も31.7%と年々増加しております。

平成29年度は、平成30年度から32年度までの第7期事業計画の策定や、引き続き高齢者の閉じこもり予防を目的とした教室や認知症予防教室など介護予防事業の拡充を行います。また、新規事業として、要支援者の訪問型サービスと通所型サービスについて、緩和型サービスの実施も含め、地域における日常生活支援の体制整備を図るものです。

平成28年度に引き続き、第6期事業計画に沿った事業執行に伴う予算編成となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 次、お願いします。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について説明いたします。

予算書の229ページをお開きください。

平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,264万3,000円とするもので、前年度比5.3%増でございます。

予算書の240ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億3,066万1,000円で、前年度比5.6%増でございます。これは被保険者数の増加が主な理由でございまして、平成29年度は1,905人を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 次、お願いします。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書257ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は9,795万7,000円と定めるものでございます。これにつきましては、前年度比5%減の予算となっております。

総括表でご説明申し上げますので、258ページをごらんください。

歳入でございますが、2款使用料及び手数料につきましては、原・東浪見・北部3地区の使用料でございます。

4款繰入金でございますが、一般会計繰入金といたしまして6,416万1,000円の計上でございます。

次に、259ページをお願いします。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、4,749万4,000円でございます。これにつきましては、一般管理費として職員1名分の給与関係と、原・東浪見・北部地区の処理施設における維持管理費でございます。

2款公債費につきましては4,996万3,000円でございます。これは全体の51%を占めております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案付託表の配付のため一、二分の休憩をとりますが、そのままお待ちください。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 4時59分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第21号から議案第25号までを、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第21号から議案第25号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため、職員に議案付託表を朗読させます。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（吉野繁徳君） 続きまして、日程第31、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月11日と12日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、明日の3月7日から10日までの4日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。よって、3月7日から10日の4日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月13日の会議は午後2時からでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日はどうもご苦勞さまでございました。

散会 午後 5時03分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 13 日 （ 月 ）

平成29年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成29年3月13日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
まちづくり 推進課長	小柳一郎	税務住民課長	秦和範
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	塩田健
保育所長	岡澤利江	教育課長	渡邊幸男
農業委員会 事務局長	小関秀一		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 鵜澤あけみ

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第21号	平成29年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第22号	平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第23号	平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第24号	平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

て

- 日程第五 議案第 25 号 平成 29 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 発議第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第七 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） 本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議いただき、大変ご苦労さまでございました。本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第21号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託をしてございます。これより各常任委員会の報告を求めます。最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、志田延子君。

○総務文教常任委員長（志田延子君） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、3款民生費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月7日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長、志田延子、副委員長、小安博之、委員、吉野繁徳、委員、藤井敏憲、

委員、森 佐衛、委員、藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、教育課、鶴岡副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに南消防署を視察し、火災、救急、ドクターヘリの出動件数について説明を受けました。南消防署は昭和47年に設置され、施設の老朽化が課題になっているとの説明を受けました。

次にG S Sセンターを視察いたしました。G S Sセンターは、昭和61年の完成以来30年経過し、老朽化等により床の傷やゆがみがひどく、根本的な修繕が必要との説明を受けました。

最後に駅前駐車場を視察しました。地方創生拠点整備交付金事業として、J R上総一ノ宮駅前に観光案内所、レンタルサイクル&サーフボード、農産物直売所、テナントの建設整備を行うとの説明を受け、計3カ所の現場踏査を終了いたしました。

続いて、午前10時35分からは、付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成29年度予算案の一般会計総額は46億3,000万円で、前年度に対し4億円の増額となっており、平成16年度に次ぎ過去2番目の予算規模でございます。一宮どろんこ保育園が完成するなど、予算額減少の要因もございしますが、新年度では、J Aグリーンウェーブ長生の選果機入替事業や防災行政無線更新事業、地方創生推進事業などの大型事業が重なったことが主な増加要因であるとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税は増額となり、法人税、たばこ税、鉱産税は減額になります。町税全体では13億8,203万9,000円となり、2,790万8,000円の増額となります。

続きまして、地方交付税については、昨年度と同額の10億5,000万円となります。

続きまして、国庫支出金については、三位一体改革により平成16年度から公立保育所の運営に対する補助金が廃止され、普通交付税での措置とされておりましたが、一宮保育所の民営化に伴い、新年度からは一宮どろんこ保育園分が国庫負担金として財源措置されることから、前年比8,229万円増額の4億8,035万8,000円となります。

続きまして、県支出金については、一宮どろんこ保育園の建設に対する補助金など減少する要因もありますが、J Aグリーンウェーブ長生が行う選果機入替事業に活用する強い農業づくり交付金事業の計上が主な要因となり、前年比1億7,848万5,000円増額の6億7,753万

円となります。

続きまして、寄附金については、主にふるさと納税でございますが、返礼品の充実を図り収入額が大きく伸びていることから、前年比2,500万円増額の4,001万3,000円となります。

続きまして、繰入金については、右肩上がりが増加する社会保障費への対応や、保育所民営化に伴い増加した負担、長生広域で行うし尿処理施設建設事業に対する負担、長生病院の経営悪化に伴う負担増加が要因となり、前年比8,045万4,000円増額の2億8,693万4,000円となります。

次に歳出ですが、総務費関係の主なものとして、総務管理費については、人事・給与システム賃借料114万1,000円、防災行政無線更新工事4,566万3,000円、機構改革に伴う案内板等改修委託料100万円、無料駐輪場路盤整備工事95万円などであります。

続きまして、企画費について、東京オリンピック準備事業312万6,000円などであります。

続きまして、消防費については、避難誘導表示設置事業77万8,000円、大災害時対応マニュアル作成事業87万3,000円などあります。

続きまして、教育費関係については、小中学校3校におけるエアコン設置事業630万5,000円、保健体育費としてGSSセンターの床改修事業1,922万4,000円などあります。

歳出の最後に、公債費については、小中学校の耐震化など過去に行った事業の借入金返済額が平成28年度をピークに、この先、緩やかな減少が見込まれますので、804万4,000円の減額で3億6,584万2,000円あります。

次に、審査の経過で出された主な質疑応答について申し上げます。

国際交流員活用事業について、賃金などの予算はどのように算定したのかという質問に対しましては、現在学校で活用しているALT（外国語指導助手）と同様に、財団法人自治体国際化協会が定めている統一単価を使用しているとの答弁がありました。

東京オリンピックの関係から、外国人への対応や海外に向けた一宮町の魅力発信が目的とのことだが、どのように交流員を選定するのか、英会話を得意とするボランティアでの対応は考えていないのかという質問に対しましては、財団法人自治体国際化協会からの派遣により、秘書広報課への常勤配置を考えており、ボランティアでの対応は考えていないとの答弁がありました。

防犯カメラを設置する経緯と設置場所はという質問に対しましては、17区に3カ所設置する。17区は、独自に見守り隊を組織するなど防犯面に力を入れているが、空き巣被害の多発から警察の助言を受け、区長から防犯カメラの設置要望があったものとの答弁がありました。

防犯カメラの設置について、他の区から要望があった場合はどうするのかという質問に対しましては、他の区からの要望にも応えられるよう、要綱等の整備を進める予定であるとの答弁がありました。

ふるさと納税の返礼品は、現在何品目を用意しているのかという質問に対しましては、町の特産品など40品目以上の品を採用しているとの答弁がありました。

ふるさと納税の申し込みはいつごろに集中するのか、また、ふるさと納税により町からほかの市町村に出ていってしまう部分もあると思うが、平成28年度に出ていってしまった額はいつごろ把握できるのかという質問に対しましては、確定申告の関係から年末に集中する。また、町からふるさと納税により出ていく額については、確定申告後の7月ごろになると思われる。参考までに、平成27年度の実績は64名分で約300万円であったとの答弁がありました。

町のホームページの見直しは、どのくらいの頻度で行われているのかとの質問に対しましては、平成20年にホームページを開設、平成26年度にレイアウトを見直し、今回、平成29年度に見直しを行うとの答弁がありました。

渚のファーマーズマーケットについて、数年間継続しているが、改めて開催の目的、趣旨はどのようなものか、また、運営の仕方、問題点なども含め、今後の見直し、検討はされたのかという質問に対しましては、渚のファーマーズマーケットは、もともと道の駅の実証事業として町民提案事業からスタートし、委託期間の3年を経過したが、開催要望があり、町が予算をつけて実施してきた。また、この2年間は、大塚実海と緑の記念事業の一宮海岸クリーンウォーキング大会と同日に行い、両イベントともに集客が大きい。今後、町から独立させる意向であるとの答弁がありました。

移住定住促進に係る会場使用料と印刷製本費は何かとの質問に対しましては、移住定住促進イベントを有楽町にあるふるさと回帰支援センターで行うための会場使用料と、そのイベントで使用するパンフレットを作成するとの答弁がありました。

税務住民課のコンビニ収納の利用状況と意見、感想などはあるのかとの質問に対しましては、平成28年度の状況は、2月末現在で既に前年度件数を超え、年度末までには1万件になると思われる。また、コンビニ利用による納付額は1億4,600万円となっている。今後も利用件数、利用率ともに微増していくものと考えている。意見、感想については、365日24時間、全国で納付ができるようになったので便利になったとの声が多いとの答弁がありました。

徴収に係る差し押さえについて、数年前、近隣町村で、年金口座の差し押さえにより相手

の命にかかわる大変厳しい状況になった事案があった。町でも同様のケースが想定されると考えられるが、どのような対応をしているのかとの質問に対しましては、滞納については一括納付が原則だが、納税相談を行った上で収入状況や生活状況等を聞き取り、一括が困難な場合には分納にするなどの個別対応を行っているとの答弁がありました。

東京オリンピック準備事業の英会話教室開催についての目的、具体的内容、委託先についてはどの質問に対しましては、東京オリンピックサーフィン競技会場として、世界各国から来町する人々へのおもてなしの一環として、中学生以上の町民を対象にした日常英会話を習得させ、案内やコミュニケーションを活発に行える人材を育成し、一宮町のすばらしさを世界にアピールする絶好の機会にするため英会話教室を開催するものである。委託先については、公民館で英会話等の習得を目的としたサークル活動団体と調整を図りながら進めていきたいとの答弁がありました。

学童保育の指導員の人材確保の状況はどうかとの質問に対しましては、平成29年2月1日現在の支援員数は11名。利用児童数増加に伴い、4月から施設を一宮小学校に1カ所増設するため、支援員の募集を防災行政無線とチラシでお知らせしています。今後も随時応募を受け付けていきたいとの答弁がありました。

中央公民館の耐震工事は検討しないのか、また、現状で耐震工事への予算措置の順位はどのように設定されているかとの質問に対しましては、中央公民館は昭和48年3月の建築で、建築後44年が経過する。平成25年度に耐震診断を行っている。今後については、公共施設等総合管理計画策定後、検討委員会を立ち上げ、検討していくとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告いたします。

一宮中学校南校舎及び給食施設の補修、建てかえについて、今後の年次計画を作成することを要望したところ、校舎につきましては、生徒の学校生活の改善と安全を確保するとともに、学習環境を向上する上で、平成29年度に、校舎の改善方法として建てかえもしくは大規模改修のいずれかについて方針を決定し、平成30年度には実施設計委託を行い、平成31年度には工事实施するよう計画をしております。給食施設につきましては、各学校で給食を調理し提供する自校方式を継続するため、必要に応じて施設の補修や調理設備の交換のほか、衛生管理等の経費につきましては予算要求していきたい。なお、施設の老朽化等により補修が困難であり、建てかえが必要となった場合には、一宮町における学校給食の提供方式についての方針（方向性）を決めた上で、最善の建てかえ方法等について計画していきたいとの答弁があり、了としました。

最後に、要望事項を申し上げます。

1、南消防署の早期移転を要望する。

2、中央公民館施設の安全対策の検討を要望する。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教常任委員会の報告を終わりといたします。

平成29年3月13日。

総務文教常任委員会委員長、志田延子。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永君。

○経済常任委員長（鶴沢清永君） それでは、経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月6日の本会議におきまして審査付託をされました議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月7日午前9時20分から委員会を開会いたしました。

出席委員は、委員長、鶴沢清永、副委員長、鶴野澤一夫、委員、畑場博敏、委員、秦重悦、委員、小林正満の5名です。なお、本委員会の書記は事業課主査補、荒山敏寛です。

初めに、各担当課の案内により、海岸駐車場舗装工事、強い農業づくり交付金事業（産地パワーアップ事業）、県営ため池等緊急整備事業の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時30分より、一宮町役場委員会室2におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第21号の一般会計について申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億5,608万6,000円の予算で、昨年よりも2,626万5,000円の増となっております。主な理由といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は4億1,658万9,000円の予算で、昨年よりも3億7,961万9,000円の増となっております。主な理由といたしましては、農協のグリー

ンウェーブ選果機の改修を行うための補助金によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産費は334万2,000円の予算で、昨年よりも367万5,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、かずさ有機センターの負担金の減によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は4,269万8,000円の予算で、昨年よりも600万1,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、一宮町東部土地改良区補助金の減によるものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は6,431万6,000円の予算で、昨年よりも473万6,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、観光サイン改修委託料、観光ガイドブック作成委託料の減によるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は8,610万円の予算で、昨年よりも600万円の増となっております。主な理由といたしましては、橋梁点検委託料によるものです。

7款土木費、4項都市計画費、2目都市下水路費は1,000万4,000円の予算で、昨年よりも1,111万9,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、中央ポンプ場荒目スクリーンの更新事業の減によるものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

北部クリーンプラントについて、接続率向上を図るため、未接続者への啓発活動をとの要望に対し、これまで処理施設への接続を促す通知書と指定工事店一覧表を未接続者へ通知しています。また、集落の集まりがあった際には、役員の方に接続状況の報告並びに啓発をお願いしています。ここ数年の接続では、平成25年度6戸、平成26年度3戸、平成27年度3戸、平成28年度2戸となっており、未接続者の中には、高齢者世帯や低所得世帯など経済的理由で接続できない旨を相談に来る方もおり、事情はさまざまでありますので、配慮の上、進めてまいります。なお、船頭給地区に予定される特別養護老人ホームを含めると、加入率は73%に達することになりますとの答弁がありました。

観光事業や自然保護の再生に寄附をいただいた大塚実海と緑の基金のさらなる有効活用をとの要望に対し、基金の条例といたしまして、一宮町の大地と海をつなぐ海岸線の自然の保護と再生活動に使う目的で環境面となります。今回、当初の目的のために使ってほしい旨と、観光にはそぐわないと説明を受けましたので、要望事項のあった観光事業では難しいですとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、まちづくり推進課関係について申し上げます。

シャワーの設置場所は、海水浴場ではなく、海の家両サイドのほうがよいのではとの質疑に対し、海の家との兼ね合いもあり、海水浴場に設置を考えている。また、海水浴場開設期間中には水道を立ち上げて使用していることもあり、砂を流す程度であれば、今回設置の井戸ポンプのシャワーを活用して経費削減を図ります。設置位置については、関係者と協議して進めたいとの答弁がありました。

次に、事業課関係では、強い農業づくり交付金は事業費7億5,000万円で、国が3億5,000万円と高い補助となっているが、補助金を活用するに至った経緯と、関係5市町村の負担金額についてとの質疑に対して、グリーンウェーブ長生の選果施設は平成16年に設置したもので、老朽化に伴い、平成27年3月に建設委員会が設立され、平成28年度より準備をして、平成29年度事業で行いたいということでした。当初は強い農業づくり交付金が該当するという事で動き始めましたが、採択が難しいこともあり、県内で使われていない産地パワーアップ事業について、県の指導のもと進めています。また、関係市町村の負担金は、長生村は約260万円、白子町は約1,030万円、茂原市は約120万円、いすみ市は約736万円、一宮町は約1,790万円、全体で3,936万円が市町村の負担金ですとの答弁がありました。

道路愛護事業の雑木伐採委託料30万円計上しているが、この金額で全ての伐採が完了するのか、費用が足りていないのではとの質疑に対して、今年度初めて実施するものであり、全てが完了することは難しいと考える。新年度の実績を見た上で、次年度以降の対応を検討するとの答弁がありました。

有害鳥獣対策事業は昨年と比べて3倍の金額となっているが、イノシシ1頭の捕獲に対し、金額とイノシシ等出沒時対応謝礼について説明をとる質疑に対して、国・県の補助事業を4月から実施します。イノシシの捕獲に対する金額は、有害鳥獣捕獲駆除よりイノシシ1頭につき1万円の補助を予定しています。また、イノシシ等出沒時対応謝礼につきましては、町内にイノシシが出沒した際に猟友会の方が対応した場合、1回につき3,500円を支払う謝礼となりますとの答弁がありました。

このほか、一般会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号の一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,795万7,000円であり、前年比520万5,000円の減となっ

ております。

農業集落排水事業特別会計では、説明後、特に質疑はありませんでした。

審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で2点要望事項がありましたので、申し上げます。

1、町道1-7号線、おもてなし道路・避難道路として、2020年までの完成（全線改良）を要望する。

2、オリンピックに向けて、環境整備に大塚実海と緑の基金の有効活用を要望する。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成29年3月13日。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生常任委員長（鶴沢一男君） 厚生委員会の報告をいたします。

本委員会は、6日の議会において審査を付託されました議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部及び議案第22号から議案第24号について、7日午前8時55分に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。その後、「就労支援施設すっぱあふあ〜む」及び「一宮どろんこ保育園」の現場踏査を行い、午前10時8分から、委員会室1において関係職員の出席を求め慎重に審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、委員長、鶴沢一男、副委員長、袴田 忍、委員、島崎保幸、渡邊美枝子、藤井幸恵の5名です。書記は、税務住民課主事、細谷俊介です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額4,531万5,000円で、昨年より111万円の増となっております。主なものは住民記録システム及び戸籍システムの借上料です。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は7,633万4,000円の予算額で、昨年より46万7,000円の増となっております。増額の主な内容は、福祉タクシーの運賃の助成を償還払い方式から事前にチケットを配

布する利用券方式に変更するものです。

障害福祉費は2億5,229万7,000円の予算額で、昨年より1,415万5,000円の増となっております。主なものは、自立支援事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者医療給付助成事業の扶助費です。また、自立支援事業のうち、障害のある方が地域で生活するための就労支援や地域生活支援事業のうち、移動支援事業として1人当たりの利用時間が増加しておりますので、昨年に続き予算を増額して対応します。

老人福祉費は1,422万8,000円の予算額で、昨年より209万5,000円の減となっております。減額の主な要因は、社会福祉協議会に委託していた、まごころの見守り訪問事業にかわり、地域において自立した日常生活ができるよう支援する生活支援体制整備事業を介護保険特別会計で計上するためです。

国民年金事務費については773万8,000円の予算額で、人件費704万7,000円と国民年金事務運営費69万1,000円であります。

後期高齢者医療費につきましては1億3,209万7,000円で、昨年より473万1,000円の増となっております。増額の主な内容は、定率市町村負担金の増によるものです。

臨時福祉給付金給付事業費ですが、昨年に引き続き、国が消費税の引き上げの影響を考慮し、低所得者に臨時的に給付金1万5,000円を支給するものです。これは、賃金値上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者等の消費の下支えを図るため、臨時的な措置として給付金を支給するものです。事務運営費と合わせて4,022万1,000円の予算額であり、全額国からの補助金であります。

児童福祉総務費は4億5,442万9,000円の予算額で、昨年より1億3,880万円の増となっております。増額の主な要因は、公立一宮保育所を民営化する一宮どろんこ保育園への施設型給付費及び延長保育等の補助金であります。

青少年問題対策費は8万2,000円の予算額で、昨年より30万1,000円の減となっております。減額の要因は、昨年、区から要望があった児童公園の整地工事が終了したためのものであります。

児童措置費は2億899万5,000円の予算額で、昨年より867万6,000円の増となっております。児童手当の伸びを見込んだものであります。

児童福祉施設費は1,959万4,000円の予算額で、昨年より2億8,058万9,000円の減となっております。主な減額の要因は、公立保育所の運営が原保育所1カ所になったことと、保育所整備事業の完了によるものです。

次に、本委員会から昨年度要望いたしました件について回答がありましたので、その概要

を要約して申し上げます。

原保育所前の道路の拡幅整備をとの要望に対し、町単独の事業で事業費およそ3,500万円と財政負担が大きいことから、平成29年度の予算計上は見送りましたとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

福祉タクシーをチケット化にした理由は、また、新にここサービスのようにタクシー業者を圧迫しないのかとの質疑に対し、チケット化は利用者の利便性を図るためです。また、一般タクシー業者ではなく障害者向け事業所が運行しますので、競合はしませんとの答弁がありました。

現在の延長保育利用者数はどのくらいかとの質疑に対し、午後6時から7時までの利用申請者は42人、実利用者数は午後4時時点で約70人、午後6時時点で4人から19人いますとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億7,140万8,000円の予算額で、昨年より508万2,000円の増となっております。増額の主な内容は、広域市町村圏組合負担金で、職員人件費と夜間救急診療所の排水工事費であります。

予防費は7,921万円の予算額で、昨年より7万円の増となっております。新規事業としては、特定不妊治療費の助成と、30歳から39歳の若い世代の方を対象に健康診査を行います。

医療対策費は4,516万7,000円の予算額で、昨年より303万4,000円の増となっております。これは、中学3年生までの子ども医療費助成事業と高校3年生相当までの生徒に係る高校生等医療費助成事業で、両事業とも助成額は伸びている状況であります。

保健センター費は801万8,000円の予算額で、保健センターの維持管理費です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

地区組織である食生活改善事業、栄養教室について、推進員の人数と養成はどうなっているか、限られた予算の中での事業の執行状況はとの質疑に対し、現在、推進員数は40人です。隔年で栄養教室を開講し、推進員を養成しています。栄養教室を卒業すると翌年から推進員として委嘱します。町からの委託料の用途の大部分は、ファミリー料理教室などの料理講習会の材料費です。ほかは、県管内の協議会負担金や研修に係る経費として支出していますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は18億7,350万円で、昨年より9,349万7,000円の増となっております。これは2,179世帯、3,786人の被保険者を見込んでおり、昨年の実績に基づいた数値や決算見込み額で計上しております。特に、高齢者の増加は医療費の増大にもつながり、歳入歳出ともに増となっております。また、低所得者層が多いため、依然厳しい財政状況であります。しかし、人間ドックや脳ドック事業により、早期発見、早期治療を行い、また、特定健康診査や特定保健指導、さらにはデータヘルス計画に基づく保健事業の充実を図ることにより、医療費の削減を図ります。なお、今後も医療費の推移を見ながら収納率向上を図り、保険財政の健全な運営に努めてまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

国民健康保険税の滞納額は幾らあるかとの質疑に対し、予算書158、159ページに予算はありますが、滞納額に収納率を掛けた金額です。実際には約2億円ありますとの答弁がありました。

高額療養費について、以前、高価な薬オプジーボの話は聞きましたが、その後、影響等ありますかとの質疑に対し、高額療養費の増については、高価な薬の影響もあると思いますが、基本的に国保は、がんや脳梗塞、心疾患などの重い病気にかかりやすい65歳以上の割合が高いというのが一番の原因だと思えますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億4,340万9,000円で、昨年度より1,074万円の減となっております。毎年高齢者は増加しておりますが、健康への意識が高まり、教室等への参加者もふえ、認定者については減少しており、予算についても平成28年度の給付見込みにより減額した予算を計上しております。

地域支援事業については5,089万6,000円の予算額で、昨年度より543万1,000円の増額となっております。介護予防・生活支援サービス費を初め、高齢者の閉じこもり予防や認知症予防教室など、介護予防を拡充する予算となっております。また、新規事業の生活支援体制整備事業ですが、制度改正により、地域における高齢者の生活支援体制整備を推進するための事業で、この事業は社会福祉協議会に委託し実施します。なお、今後も地域における日常生活支

援の充実を図ってまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

認知症など在宅で介護している家族へはどのような対応をしているかとの質疑に対し、要介護4または5と認定されている方で、1年間介護サービスを利用せず、入院もなかった場合、家族介護継続支援事業として10万円支給をしています。実績として、27年度は1件、28年度は2件支給していますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は1億4,264万3,000円となっており、昨年より723万円の増となっております。75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっており、1,967人と見込んで所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び賦課徴収事務費を合わせ1,077万1,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億3,066万1,000円で、歳出予算全体の91.6%を占めており、それを広域連合に納めるものです。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっており、9,807万円と予算全体の68.8%を占めております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

3割負担の基準について教えてくださいとの質疑に対し、3割負担の方は、所得から各種控除を引いた金額が145万以上で、そのほかに収入金額によって判定されますとの答弁がありました。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

原保育所前の道路は狭く、車のすれ違いが困難な状況であります。保育所児童の避難道路でもあることから、道路の拡幅整備を昨年に続き要望いたします。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程及び結果であります。

厚生常任委員会報告を終わります。

平成29年3月13日。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告は終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うために、質疑に関しましては、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 厚生常任委員会への質問をさせていただきます。

これは、議案で言えば第21号の一般会計予算ですが、その中の民生費の児童福祉施設費の中で、説明資料をいただいてあったんですが、審議がされたかどうかのことなんですが、新しい「いちのみや保育所」、定数60人に対して105名の入所予定者になっています。定数の1.75倍というふうになりますけれども、これをどのように保育していくのかということの説明を審議されていたのか伺いたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 厚生常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生常任委員長（鶴沢一男君） 審議はされておられません。以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ありますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。反対の立場で討論いたします。

議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定について、反対の立場で討論いたします。本会計の評価する点といたしましては、小中学校普通教室へのエアコン設置、福祉タクシ

一事業チケット制、学童保育拡充、保育料第3子無料化、子ども医療費助成高校3年生まで、特定不妊治療助成、得々お買物券発行、住宅リフォーム助成事業、外出支援事業などなどで

す。

改善すべき点といたしましては、国保や介護などの特別会計が医療費高騰の中で厳しい運営を強いられています。高齢化が進む中、国・県の補助金投入がなければ、医療費が高くなった分、保険料や税に反映されてしまいます。消費税5%から8%への増税による地方消費税交付金増額分は、世論に押されて全額社会保障費の財源に充てるよう使い道の指摘があります。

ところが、本予算案には特別会計への法定外繰り入れはありません。町民間の不公平を招くと言いますが、平成27年度決算では、県内54市町村中27の自治体が法定外繰り入れをしており、不公平を招くというより、首長の姿勢の問題であります。

平成28年度最終補正予算を見ても明らかですが、当初予算では財政調整基金1億2,000万円の取り崩しを予定していましたが、最終的には取り崩しせずに、さらに7,227万円の積み増しを行っています。貯金だからいいと言う人もいると思いますが、必要なところに使わずにため込んだのであれば問題であります。

また、就学援助の入学準備金は、やっとな国の基準になったものの実態と乖離があることは明白です。このことは文科省も認めています。

などなどありますが、福祉へのさらなる重点配分を求めて、この予算に反対いたします。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ただいまの渡邊議員のご意見に対しまして、議案第21号、平成29年度の予算案について申し上げます。

世界中が変動のときを迎えまして、経済面へも大きく波及する可能性もある中、TPPがなくなったとはいえ、この変動に地方も巻き込まれるおそれがあります。翻って一宮町では、オリンピック開催に向けた町の活性化を着実に進めるべき転換点を迎えています。急激な高齢化と就業人口の減少に伴う福祉予算の増加は、町の財政運営にも重くのしかかってくることは間違いありません。国レベルでのこの課題は、近い将来の町への交付税の減少を想定すべきであります。

しかしながら、商業・観光業振興のための予算や教育、子育てへの予算に多くを振り向け、将来の町を支える人材や町振興の仕組みを今こそつくらなければならないときでもあります。つまり、使える予算は減少の一途をたどるにもかかわらず、将来への投資を大きくするという相矛盾した政策を進めなくてはならないのです。

本予算案では、福祉、教育、農業などの分野には将来を見据えた取り組み姿勢を感じさせるところです。しかしながら、この矛盾を解決していくためには、いかに無駄なく効率的に各種事業を進めるか、ここに課題が集約してきます。平成29年度も、地方創生関連事業や農業関連の事業に多くの予算が充てられていますが、今後、各種の事業を有機的に関連づけて、大きな効果を生み出していくことが求められます。

そこで、この矛盾した課題を解決するために、前町政では不十分であった点、特に3点ありますが、1、多数の町民に支持されるしっかりとした根拠に基づいた事業運営をすること。2、町民に対して明確な説明責任を果たすこと、つまり情報公開です。3、多くの意見を聞き入れ、長期的な視野に立って事業の計画を進めること。この3点、馬淵町長は就任に当たり課題として町政を進める覚悟と伺っておりますので、これを基本として各種事業を進められることを前提といたしまして、平成29年度予算案を支持いたします。

なお、先ほどは、渡邊議員より、法定外繰り入れを進めるべき、そのようなご意見もございましたが、ただいま申し上げたような厳しい財政状況、今後の町の将来を見据えた政策を進めるという部分を考えますと、早急にそれに当たるべきかどうかというところは難しいところであると思います。ただ、反対の趣旨として挙げられました国保、介護等厳しい状況にある方々の状況、環境整備という面でサポートしてあげられるような部分、こうした点の改善をされるべきかと思えます。

以上、本予算案に対して賛成するものとして意見を述べさせていただきました。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算の反対討論をいたします。

本会計は、高齢化や医療費の高騰の中で厳しい財政運営が強いられているのが今の現状です。一方で、国保加入者の担税力の脆弱化が激しく、平均納税世帯でも年間可処分収入が生活保護世帯を下回ってしまう、こういう実態である、このことも事実であります。7割、5割、2割の法定軽減を受けている世帯は、全加入世帯の57%に達しております。このような中で、短期保険証世帯でも18歳以下には1年間の保険証を発行する取り組みは評価したいと思います。

予防医療活動にも力を入れている、この点も評価されるところでありますが、新年度は平成30年度より国保の県単位化の準備の年でもあり、町民の社会保障の充実という点からも、本会計への国・県費の投入を強く求めたいと思います。

同時に、地方消費税交付金の増額分、これは説明資料にもあるとおり、社会保障費への支出が義務づけられているというか縛られております。こういう中で、そう考えるのであれば、一般会計からの法定外繰り入れをして国保税の逆累進性を緩和すべきであります。18歳以下の均等割の減免を強く求めて、反対をするものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 私は本案に賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられるよう、被保険者の相互扶助により成り立っている制度であります。

国民健康保険の加入状況は、一宮町の人口31%が国保加入者であり、世帯数で見れば43%が国保加入世帯となっております。財政状況については、保険給付割合が高い65歳以上75歳未満の前期高齢者が全加入者の40%を占め、医療費の増加に対し低所得者が多いことが厳し

い財政状況の要因となっております。

このような状況の中、医療費削減に力を注ぎ、限られた収入で最大限の努力をしている本案に対し、私は、健全なる予算と判断し、賛成をします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

この間、制度の改定があるたびに、介護が必要なときに受けられないような仕組みに変えられてきております。

町では、厳しい制度の中で介護予防事業に力を入れ、住民からも喜ばれている点は評価しております。しかし、国のありようは、この努力、頑張りに逆行する制度改悪を行っております。軽度の介護を本保険から外したり、介護報酬の低さが要支援者の必要な介護が受けづらい環境をつくっております。また、支払い保険料も高く、引き下げる努力が必要です。国・県に負担金の増額を要求するとともに、当面、一般会計からの法定外繰り入れをしてでも保険料の引き下げを求めるべきであります。

こういった点から反対をします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度は第6期事業計画の最終年度であります。今まで増加してきた介護給付費ですが、さまざまな介護予防事業の充実等により、元気な高齢者がふえ、認定者数は昨年度より減少し、さらに29年度の予算については抑制をされております。

今回、新しい事業として、地域の実情に応じた多様なサービスを充実するために、生活支援コーディネーターの設置や、要支援者のサービスのうち、訪問型サービスと通所型サービスについての緩和した基準によるサービスを実施しております。

こうした中、新年度予算では、できるだけ介護にならないよう、認知症予防教室を初め多くの予防事業を充実させるなど、高齢者が生き生きと暮らしていくための事業が盛り込まれております。

介護保険事業は、高齢者が住みなれた町で健康で安心して暮らせるよう、介護保険の運営及び介護予防・生活支援など総合的施策が必要不可欠な事業であります。予算も適切なものと判断されることから、本予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

本制度は、基本的に75歳以上の高齢者を年齢でくくり、町は保険料の徴収事務が中心となる会計であります。

年金収入などが中心の方々も多く、受け取り年金も引き下げが続いています。一方、消費税も8%に上がり、窓口で支払う医療費負担も所得により3割負担の方も生まれております。高齢者は現役世代より医者にかかる割合も高く、国・県負担がふえなければ、医療費高騰の影響がそのまま保険料アップにつながってしまうなどの悪循環を持つ制度であります。

この間、保険料改定のたびに値上げが行われ、現在は所得割が7.93%、均等割が4万400円、税の最高支払い上限額は年57万円と決して低くはありません。高齢者負担の大幅な軽減を求めます。制度的に無理であれば、高齢者泣かせの本制度は廃止をし、制度前の老人医療保健制度に戻すことを要求して、本予算に反対するものであります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 私は本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化時代の中、高齢者の方々が健康で安心な暮らしができるよう、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同で運営している医療制度でございます。

現在、一宮町の後期高齢者医療保険の加入状況は、人口の15%、約1,900人が被保険者であり、この1年間で約100人ふえています。これにより医療費も年々ふえていくことが予想され、今後も厳しい財政状況が続くものと思われまます。

このような高齢化時代の中、持続可能な医療制度としていくためには、市町村の努力だけでは限界があり、千葉県後期高齢者医療広域連合と国による積極的な対応が必要であると考えます。

このようなことから、厳しい財政状況の中でも、高齢者が安心して暮らせるような配慮した本予算を適正なもの判断し、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

なお、会議再開後1時間15分経過いたしました。ここで15分ほど休憩をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時39分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第6、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、10番、志田延子君。

○10番(志田延子君) 10番、志田です。

発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成29年3月13日提出。

提出者、一宮町議会議員、志田延子。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

今回の改正は、町がこの4月から機構改革を行うに当たり、課名の変更や新たに新設される課がありますので、これらを議会委員会条例に反映させるための改正です。改正箇所は、第2条の委員会の所管課を改正するものです。

初めに、総務文教常任委員会では、まちづくり推進課まちづくり推進グループの所掌に関する事項及び税務住民課課税グループ、徴収グループの所掌に属する事項を、企画課の所掌に属する事項及び税務課の所掌に属する事項に改め、秘書広報課の所掌に属する事項及びオリンピック推進課の所掌に属する事項を追加するものです。

次に、経済常任委員会では、事業課の所掌に属する事項、まちづくり推進課商工観光グループの所掌に属する事項を、都市環境課の所掌に属する事項及び産業観光課の所掌に属する事項に改めるものです。

最後に厚生常任委員会では、税務住民課住民グループ、保険年金グループの所掌に属する事項を住民課の所掌に属する事項に改めるものです。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第7、発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田延子です。

それでは、発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成29年3月13日提出。

提出者、一宮町議会議員、志田延子。賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

現在の社会情勢は、緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与は期末手当等の引き上げを行うよう勧告がありました。町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引き上げを先日行ったところです。

私たちの議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的でなるものではなく、私たちの信念や政策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一

に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営む一個人でもあります。そういう意味では、議員報酬はある一定の水準にあるべきであると考えます。

当町のような小さな町では、民間との給与差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正するには第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってきたところであり、今回も、勧告では民間の期末手当が4.28カ月に対し、私たちは4.20カ月でもあり、この差である0.10カ月分を特別職同様に改正することを提案するものです。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうも、本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員